

11月30日（月）

平成 27 年 11 月 30 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

| | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (愛みやざき) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (県民連合宮崎) |
| 5 番 | 岩 切 達 哉 | (同) |
| 6 番 | 右 松 隆 央 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 7 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 8 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 9 番 | 島 田 俊 光 | (同) |
| 10 番 | 日 高 博 之 | (同) |
| 11 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 12 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 13 番 | 星 原 透 | (同) |
| 14 番 | 西 村 賢 | (無所属の会) |
| 15 番 | 関 師 博 規 | (愛みやざき) |
| 16 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (県民連合宮崎) |
| 19 番 | 高 橋 透 | (同) |
| 20 番 | 中 野 一 則 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 21 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 22 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 黒 木 正 一 | (同) |
| 25 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 26 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 27 番 | 徳 重 忠 夫 | (無所属クラブ) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 太 田 清 海 | (県民連合宮崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 井 上 紀 代 子 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 33 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 34 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 35 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 36 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 37 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 中 野 廣 明 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

| | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 稲 用 博 美 |
| 副 知 事 | 内 田 欽 也 |
| 総 合 政 策 部 長 | 茂 雄 二 |
| 総 務 部 長 | 成 合 修 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 金 丸 政 保 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 環 境 森 林 部 長 | 大 坪 篤 史 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 永 山 英 也 |
| 農 政 水 産 部 長 | 郡 司 行 敏 |
| 県 土 整 備 部 長 | 関 師 雄 一 |
| 会 計 管 理 者 | 舟 田 美 揮 子 |
| 企 業 局 長 | 四 本 孝 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 阪 本 典 弘 |
| 教 育 委 員 長 | 島 原 俊 英 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 警 察 本 部 長 | 野 口 泰 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 博 昭 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 亀 田 博 昭 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 事 務 局 次 長 | 奥 野 信 利 |
| 議 事 課 長 | 亀 澤 保 彦 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 松 吉 浩 |
| 議 事 課 主 査 | 松 本 英 治 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、清山知憲議員。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の清山知憲です。

ことは高校生への主権者教育というのがトピックになっておりますけれども、私はたまたまことし高校生と触れ合う機会が多くて、先日、それぞれ280人、360人という数の高校生に、ある質問をさせていただく機会がございました。それは、「政治家に対してよいイメージを持っていますか、悪いイメージを持っていますか」という質問で、「どちらか一方にだけ答えてください」と促したところ、合わせて600人以上の高校生になりますけれども、その圧倒的多数の9割以上の高校生が、ちゅうちょなく、悪いイメージであると答えていただきました。私が目の前に立っていたからかもしれませんけれども、しかし、改めてびっくりしたところで、「政治家に対してよいイメージ」と答えた高校生は、ほんの数える程度でございました。それだけの生徒の中で、どれほどの方が直接、政治家と話した経験があるのかなとも思いましたし、どれほど正確な情報や知識、実態というものが伝わっているのかについても不安を覚えたところがございます。また、そうした職業観では、将来、政治を志そうという若い人はなかなか出てこないだろうなとも思いました。質問は一切これに関してないんですけれども、知事、教育長、教育委員長、そしてこの議場の皆様にお伝えしようと思い、紹介させていただきます。

ました。

以下、質問に入らせていただきますけれども、まず、歳入確保、貴重な財源の確保という観点で、3つの方向から質問させていただきます。1つ目は、県税収入を上げるためのインバウンド消費の取り込み、2つ目が、ふるさと納税という寄附金の確保、そして3つ目が、国からの交付金である地域医療介護総合確保基金の獲得でございます。

まず、最初のインバウンド消費の取り込みでございますが、知事は今月15日に、韓国訪問団を結成して韓国へ行き、アジアナ航空、そしてソウル市長をそれぞれ訪問されました。私も一員として同行いたしましたけれども、まずはその訪韓団の成果と、今後の宮崎—ソウル便に期待するところについてお伺いし、以下、質問者席より質問してまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

今回の訪問団は、相互の観光施設や飲食店等が割引となります「宮崎県—ソウル特別市観光交流キャンペーン事業」の実施を決定するなど、相互交流の活性化につながる具体的な取り組みを進めることができ、有意義な訪問であったと考えております。また、特に本年は日韓国交正常化50周年の節目でありまして、いずれの訪問先でも、本県と一層の交流を推進していきたいとの言葉をいただきまして、私も同じ思いを改めて強くしたところであります。日韓の地域間交流にとりまして、来年就航15周年を迎える宮崎—ソウル線は重要な交通基盤であり、現在も外国人を中心に大変好調な利用状況であります。本県を訪れる外国人の約4割が韓国からという状況であります。これをさらに、本県と韓国のつながり、例えば、昨日もリコーカップ

で、シーガイアの日韓親善大使を務めるシン・ジエ選手が優勝した、さらにはプロ野球のキャンプで、ソウルに拠点を置いて、ことしも韓国のプロ野球で優勝した斗山ベアーズが毎年キャンプに来ているというようなスポーツでの交流。さらには、百済王伝説や師走祭りを通じたつながり、考古学研究での共同研究などもあるわけであります。今後、さらなる双方向での利用者の増加によりまして、増便を初め路線の充実が図られるものと期待をしておりますので、今後とも利用促進等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○清山知憲議員 ありがとうございます。ぜひ増便の実現も期待していききたいと思います。

韓国以外の国にも目を向けていきたいと思うんですが、日本に対する訪日外国人の消費というのは、この1～2年で急速に伸びていて、観光庁の調査だと、2014年で2兆円を超える消費額に上っていると。その2兆円でも前年度比43%の伸びなんですけれども、特に中国においては、その2兆円のうち27.5%と最大の消費額を占めており、中国だけを見ても前年度から比べると100%、およそ倍の伸びを示しているということでございます。また、観光統計はいろいろたくさんあるんですけれども、九州の訪日外国人の延べ宿泊者数で見ると、2012年からの2年間では、それぞれ一年一年、17%、13%というふうに伸びてきており、この宮崎県における数字を見ると、2012年の特殊要因である2万泊を除くと、2013、2014とそれぞれ3%、17%の伸びで来ていると。2万泊の特殊要因を入れると、マイナス11%、17%となってしまうんですけれども。先日、黒木議員への答弁で部長からもお答えがあったように、香港線が就航して以

来、外国人もふえているということですが、2015年は九州全体もさらに伸びてきており、今月19日の日経新聞の記事によると、1月から9月だけで、九州を訪れる、入国した外国人の数では、九州全体で61%伸びているということでございます。何が言いたいかというと、九州全体、日本全体の伸びからすると、宮崎の取り込みはまだまだおこなっている部分があるんじゃないかということで、宮崎は特に、福岡から新幹線とか高速で来るというよりも、やはり空の玄関口として宮崎空港というのが大変重要になってくると思うんですが、今後、宮崎空港に乗り入れる国際線の就航の誘致に向けて、知事としてどう取り組んでいかれるのかお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 今、空のお尋ねではありますが、ことしはクルーズ船の来航も大いに増加をしたということで、それによるリピーターの需要を受け入れる意味でも国際定期路線の充実、インバウンドの拡大を初め、本県と東アジアの経済交流を推進していく上で欠かせない重要な交通基盤であろうと考えております。そのため、これまでに国際定期路線の誘致を進め、ソウル線、台北線、そしてことし3月に香港線の開設が実現したところでありまして、この路線の積極的な利用促進を図りながら、維持・充実にも今後とも努めてまいりたいと考えております。引き続き、訪日需要の旺盛な中国を初め東アジア地域からの観光客を取り込むために、国際チャーター便の誘致を進めるとともに、新たな国際定期路線の可能性というのを探ってまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 確認という意味で再度質問させていただきますけれども、やはり民間の方においても、宮崎のインバウンドの取り込み、ま

だまだ立ちおけているという声は少なくありません。国交省に問い合わせると、2015年で、日本に対して国際線の新規路線は全部で60路線あるみたいなんですけれども、その60のうち47路線が中国と日本を結ぶ路線である、60分の47が。そして宮崎の中においては、先ほど知事が言われたように、韓国は非常に多いんですけれども、国別の外国人宿泊者数を見ると、中国人は4,000数百人という数で、九州各県と比べてみても1桁少ないくらい低迷しております。また、各地の空港の状況を見ると、福岡空港は来年度には混雑空港の指定を受けそうぐらい非常に混み合っていて、那覇空港は国際線ターミナルを新しくしたにもかかわらず、もう既にキャパシティを超えそうぐらいいっぱいである。一方で、静岡空港なんかは先日まで閑古鳥が鳴いていたイメージなんですけれども、ことしになって急に、羽田にかわる日本の玄関口として中国からの新規路線が就航して、今大変なにぎわいを見せていると伺っております。

この南九州においては、鹿児島と上海を結ぶ中国南方航空が唯一就航しているのみで、その他の主要な中国の航空会社も、この南九州に関して新規路線を就航させる可能性は十分にあるということも、民間の旅行会社からも伺うところであるんです。先ほど、可能性をさまざま探っていくという話がございましたけれども、それは、改めて、新規の国際線の定期路線化に向けて、それを目標に、まずはチャーターから、そして定期路線へと向けて取り組んでいくということによろしいでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 現時点では新たな路線開設の動きがないわけではありますが、御指摘のように、訪日需要、大変高い状況にもありま

す。そういう観光需要の高まりというものを本県としてもしっかり捉えることで、そうした新規路線に向けた情報収集、その後の誘致に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。ぜひ取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に2点目に、ふるさと納税についてお伺いいたします。今までもこの県議会で、ふるさと納税、議論されていたところがございますが、どちらかというところ、この制度論に疑問を投げかけるような消極的な議論が多かったかなと思います。唯一積極的なものとして、昨年、新見議員から、返礼品を用意してはどうかという積極的な提案があったところがございます。このふるさと納税、ことしから県として返礼品を用意して、随分ふえているという話を伺っておりますけれども、今後、知事は、県として積極的にこの寄附金の確保に向けて徹底して力を入れていかれるおつもりなのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) ふるさと納税につきましては、寄附額の増加に加え、本県の魅力や特産品のPRなど、さまざまな効果が期待できますことから、寄附をしていただく方の利便性の向上を図るとともに、宮崎ならではの魅力を詰め込んだ返礼の品を用意するなどによりまして、寄附の促進に取り組んでおります。この結果、4月から10月末までの7カ月間の寄附実績は、昨年度1年間の実績320万円、非常に少なかったわけではありますが、これを大きく上回る約4,000万円と伸びているところでありまして、これは都道府県の中でも上位の寄附金額となっております。ふるさと納税は、宮崎を応援したいという自発的な思いのあらわれでありますの

で、私が先頭に立って、本県の魅力のさらなる磨き上げやPRに取り組みまして、1人でも多くの皆様に宮崎のファンになっていただけるよう、そして多くの寄附をいただけるよう、返礼品の充実なども工夫を凝らして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 昨年320万円が、ことし現時点で4,000万円ということで、非常にふえてきていて、これは返礼品のコストを差し引いたとしても貴重な財源であると思うんですけれども、都道府県の上位であるとはいえ、まだまだ工夫の余地があるように見受けられます。例えば、ふるさと納税は「ふるさとチョイス」といった情報サイトを介して、クレジット決済で寄附金を申し込むというエントリーの仕方が大半であるというふうに伺っておりますけれども、そういう情報サイトにしても、その他いろいろとヤフーなどたくさんありますので、登録サイトをふやすとか、もしくは綾町のように特設サイトを設置するような工夫も検討できると思いますし、もう一つは使い道の明確化です。都道府県ではトップを走る鳥取県なんかでは、こども未来基金という基金をつくって、その基金に対してふるさと納税の寄附金を充てるという形で、ふるさと納税の寄附金は子供のために使いますよという形で寄附金の用途を明確化しておられます。この寄附市場、寄附のマーケットというのは、いかに寄附者から共感を得られるかというのが非常に重要なポイントで、例えば、宮崎県においても、子供の貧困基金とかある種の形で使い道を明確化することで、寄附をする方々の共感を勝ち得るといような工夫のあり方も考えられるかと思えます。そうしたさまざまな工夫や用途の明確化などについていかが考えるか、部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(永山英也君) 県では、ふるさと納税の促進を図りますため、返礼の品につきましては、宮崎牛や焼酎を初め、マンゴー、ウナギ、キャビアといった旬や話題の産物を用意するなど、魅力的な商品を選定しているところがございます。また、クレジットカードやコンビニエンスストアでの取り扱いを可能とするなど、寄附しやすい環境を整備しますとともに、パンフレットの配布、県のホームページ、全国のふるさと納税を紹介する全国最大の情報サイトへの掲載など、さまざまな媒体や機会を通して情報発信に取り組んでおります。御提案のような、複数サイトへの登録や特定の用途を明確にした寄附の促進は、ふるさと納税のさらなる拡充を図るための有効な方策であると思えます。費用対効果や、いかに本県に注目を集め寄附をしていただくかを考慮しながら、できるところから改善をしていきたいと考えております。

○清山知憲議員 よろしくお願ひします。

政府においては、来年度、企業版のふるさと納税の導入を検討していると伺っております。国税庁によると、2013年度は自治体やNPOに対する企業側からの寄附というのは7,000億円に及ぶというデータもありますので、これも大変重要な財源かなとも考えますが、県の企業版ふるさと納税に対する考えについてお伺いいたします。

○総合政策部長(茂雄二君) 来年度の税制改正において、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人税や法人住民税の税額控除の措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する制度として、「企業版ふるさと納税」の創設が検討されております。現時点

では、企業版ふるさと納税の具体的な制度設計は明らかになっておりませんが、その制度の内容によっては、国、地方公共団体のみならず、企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生が持続可能な取り組みとなることが期待されますことから、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 まだ全容が明らかではないということですが、今御説明があったように、地方創生の事業一つ一つに企業が寄附をするというようなスキームが現時点で示されているということなので、やはり企業理念に一致するような、もしくは企業側の共感を勝ち得るような事業をいかに用意するかということもポイントになってくる可能性があります。この企業版ふるさと納税においてもしっかりと寄附金を獲得いただけますよう、お願いいたします。

次の質問でございますが、国の交付金である地域医療介護総合確保基金についてお伺いいたします。地域医療構想の実現を目指すために必要なさまざまなハード整備、もしくは一部にソフト事業などに対する財源である基金が、先日、各都道府県へ内示があったと思われましても、福祉保健部長へお伺いします。県の内示は幾らだったのか、そして、それに対する県の評価はいかがかお伺いいたします。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 平成27年度の地域医療介護総合確保基金の医療分の内示額は、当初計画額より3,000万円余少ない8億5,000万円余でありましたが、事業費の一部節約などによりまして、おおむね当初計画した事業は実施できることとなったところであります。本年度の内示につきましては、医療従事者の確保に関する事業など、地域医療を維持していく上での重要事業への配分が減額されました

ほか、基金の交付決定時期が遅いことや、内示を受けるまで基金規模の見通しが全く立たないことなど、都道府県の意向を十分に反映したものではなかったと考えております。つきましては、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度となりますよう、今後とも国に要望してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 今御説明があった8億5,000万円という内示額は、全国の中でも最低額なんです。同じような額はほかに4県ございますけれども、5県並んで最低の額でございました。交付に難色を示されていた看護師確保や医師確保といったソフト事業についても、何とか今年度計画した事業は継続できるということで、県においても努力なされたと思うんですけれども、この8億5,000万円という額、今後いかにうまく国に提案して、また、ハード整備である区分1のほうでうまく提案をしていかなければいけないと思います。来年度に向けて、県としていかにこの基金の確保に向け取り組んでいかれるおつもりなのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 本年度の基金の医療分の配分では、在宅医療の推進や医療従事者の確保に関する事業が減額される一方で、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、いわゆる区分1の分野と申しておりますが、その分野への重点化がされたところでございます。平成28年度以降も区分1へ重点配分されることが予想されますことから、地域医療構想調整会議における関係者間での議論や各医療機関・団体の要望などを踏まえながら、区分1に該当する病床機能や地域における医療機能の分化・連携を図るために必要な事業費の確保に努めますとともに、在宅医療の推進や医療従事者の確保など、地域

医療の維持に不可欠な事業等についても所要額の確保が図られますよう、国に強く要望してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 事業において、国の負担は3分の2で、県の裏負担3分の1ということなんですけれども、当初の要望額8億9,000万円でしたが、これもまだまだ積極的にとりにいく余地があると思うんです。例えば、地域医療構想実現を目指すという事業なので、ある程度の人口規模に比例して基金の額も大きくなっていくのかなとも思いますけれども、宮崎県よりも人口規模の小さい徳島県とかは26億円確保しておりますし、島根県なんかは13億円、隣の熊本県は15億円というふうに、それぞれ宮崎を大きく上回る額を確保されております。また、ことしは、宮崎市市内においても宮崎市郡医師会病院も新築移転を予定していて、その基本設計に入っておりますし、また、さまざまな中山間地域においても自治体病院の再編、整備、さまざまなハード事業があると思います。そうしたところでうまく区分1のほうで提案を盛り込んで、より来年は積極的に、ことしを上回る基金を確保していただきますようお願いしたいと思いません。

続けて、話題を変えて、県内企業の育成という観点で質問させていただきますけれども、公共工事の中でもとりわけ建設コンサルタント業というところは、県内企業の受注割合が低くなっていると伺っております。県内企業の受注割合について、近年の推移をお伺いしたいと思います。

○県土整備部長(図師雄一君) 公共3部の建設コンサルタント業務における県内企業の受注割合につきましては、金額ベースで、平成24年度が66.0%、平成25年度が59.6%、平成26年度

が55.2%となっております。

○清山知憲議員 年々低くなってきており、直近は55%で、県外が45%ということで、この件については、以前も丸山議員や重松議員が議場でも取り上げているところがございますが、昨年度における九州各県の状況はいかがなものか、お伺いいたします。

○県土整備部長(図師雄一君) 建設コンサルタント業務における九州7県の県内企業の受注割合につきましては、平成26年度金額ベースで、最も割合が高い県が86.0%、最も低い県が41.1%でありまして、平均が64.2%となっております。

○清山知憲議員 最も高いところで86%、そして九州の平均では64.数%ということで、宮崎県は平均よりも10ポイントほど低いという状況であります。そういった状況に対して説明を求めると、いつも、「高度な技術を要するものについては、指名競争入札において県外大手が受注されやすい状況にある」という説明を受けまされけれども、宮崎における指名競争入札のときの指名基準とはどうなっているのか、部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(図師雄一君) 建設コンサルタント業務の指名につきましては、県の指名基準等に関する要領に基づきまして、長大橋の橋梁設計や地すべり調査・解析など高度な技術を要する業務を除きまして、原則として、県内に主たる営業所を有する企業を指名することとしております。その選定に当たりましては、本県における入札参加資格の認定を受けた企業の中から、受注企業が業務内容などを登録した情報——いわゆるコリンズデータと申しますけれども——から過去の実績データを抽出し、受注実績や手持ち業務の状況、技術力などを総合的に

勘案して、公平性・競争性の確保を基本に指名を行っているところであります。

○清山知憲議員 今説明があったように、高度な技術力を要するものを除いて、原則県内ということでございますが、高度な技術とは何か。もしくは、よく実績ということが説明されますけれども、それは何かというところが曖昧であるように思います。私、調べてみたんですけれども、鹿児島県などは、鹿児島県が求める技術力や実績というものを、しっかり指名基準の要綱という形で具体的に明示しております。例えば、橋の長さ30メートルから50メートルのものであれば、過去10年以内に幅員4メートル以上の新設橋梁を複数実績を有する者、もしくは50メートル以上の橋になると、幅員4メートル以上で橋の長さ30メートル以上のものの実績が複数あることとか、私のような素人が見てもわかりやすいような指名基準の要綱を示しておられます。そうしたものがなければ、企業としても、どういった技術力、どういった実績を身につければきちんと受注できていくのかわかりませんし、我々も、しっかり県内に仕事をというときもなかなか議論が難しいこととなりますけれども、そうした基準となるようなものを今後定めていってはいかがでしょうか。

○県土整備部長（図師雄一君） 建設コンサルタント業務につきましては、さまざまな種類や規模の業務があり一様ではありませんので、これまで品質確保のために、案件ごとに技術力や業務実績などを総合的に勘案した上で、適切な企業を選定しているところであります。指名基準を客観的かつわかりやすく明示することは、指名競争入札の透明性・公平性の観点からも重要でありますので、今後、国や他県の状況なども参考にしながら、その方法等について、県内

企業の育成も踏まえて研究してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ぜひ、企業にとっても目指すべき技術や実績等をきちんと示していただきたいと思えますし、また企業のほうも、なかなか仕事を受注できなければ、いつまでたっても県の求める技術力や実績というものも身につかないんじゃないかという声も伺いますので、ぜひそうした面での支援もよろしく願いいたします。

続いて、話題を変えて、緑化行政について伺ってまいりますけれども、知事は政策提案の中で、美しい宮崎を目指すとして、沿道修景美化条例を発展的に継承すると言っておられます。先日も松村議員への答弁の中で、沿道修景美化のあり方について、今後の整備や計画を見直している最中であると伺いましたけれども、実務を担うところの、例えば草刈りとか修景美化、そうした委託業務においては、最低制限価格が設定されていないために、時に予定価格の60%といった低い価格での落札も見受けられると伺っております。そうした委託業務において最低制限価格の設定を、今、改正品確法の趣旨等もありますので、そうしたところも踏まえて設定をしてはいかがか、部長へお伺いします。

○県土整備部長（図師雄一君） 最低制限価格は、地方自治法において、契約の履行を確保する上で必要と判断される場合に設定できるとされておりますことから、これまで、建設工事やコンサルタント業務などにおいて設定し、運用してきたところであります。このような中、本年4月に改正品確法に基づく運用指針が施行され、受注者が適正な利潤と業務の品質を確保する取り組みの一つとして、ダンピング受注の防

止に資する最低制限価格制度の適切な活用を徹底することが発注者の責務とされたことから、現在は最低制限価格を設定していない沿道修景美化などの委託業務につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ぜひよろしく願いいたします。

さらに、造園とか公園管理もしくは街路樹の剪定といった造園建設業の分野は、一般的な土木と異なり、植物という生き物、有機物を扱うという意味で、草刈りの時期にも最適なものがあるとか、それぞれに専門性があると聞きます。公園管理とか街路樹剪定一つ一つに資格も存在すると言われますけれども、そうしたときに、我が県が他県に秀でた景観を実現するためにも、県職員の間でそうした資格を有する、基本的な知識、基本的な共通認識を持つ人がいてもらいたいという声も伺います。そうしたときに、基本的な資格であるところの造園技能士とか公園管理運営士といった資格を有する職員はどれほどいらっしゃるのか。そしてまた、今後、そうした資格の取得を奨励していき、配置等においても重視していく考えはあるのか、部長へお伺いいたします。

○県土整備部長（図師雄一君） 県職員の造園分野の有資格者につきましては、把握している範囲では造園施工管理技士が4名おります。県土整備部において資格取得を促進しているものは、建築業務で必須となる建築主事などの資格としております。社会資本整備における品質の確保を図るには、職員の技術力向上が大変重要であると考えておりますので、例えば、造園分野におきましても、建設技術センターにおける沿道修景などの研修の実施や、県立公園の管理業務の中でのOJTなどにより人材育成を図っ

ているところであります。また、職員の配置につきましては、適材適所の考えに立ち、業務に必要な能力や経験、職員の希望などに加えて、業務に関連する資格もその参考としているところであり、今後も必要に応じて、参考とする資格の範囲の見直しなどに努めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 今、必要に応じて参考となる資格の範囲について見直しを行っていきたいということをございましたけれども、今、部長がおっしゃった造園施工管理技士を把握されているということですが、これも昔、運動公園が幾つもあった時代の名残で、今も把握をされ続けていると伺っておりますので、今後、新しく県土美化条例を制定するなり、沿道修景美化を発展的に継承していきなりの中で、改めて、どういった資格を把握する必要があるのか。また、そうした資格についてもできるだけ取るように、職員の間においても奨励をしていただくことができないか、検討していただきたいと思っております。

次に、話題を変えて、県の住宅供給公社というところが独自に作成し保存している測量図というものがあって、これはそれぞれの住宅の土地の辺長が記載されているなど、法務局が持っていないようなデータがそこにあるので、土地家屋調査士の方々も参考とすることがあると伺っておりますけれども、公社が解散した後、この資料についてどういう取り扱いになるのか。また、保存期限などあるのかお伺いいたします。

○県土整備部長（図師雄一君） 県住宅供給公社が保存している分譲宅地ごとの測量図につきましては、公社解散後は、唯一の出資者である県が引き継ぐこととなります。また、県への引

き継ぎ後、宅地の所有者などからこれらの測量図の情報開示を求められた場合には、個人情報保護条例または情報公開条例に基づき、適切な手続により開示を行っていくこととなります。保存期限につきましては、これらの測量図は財産の取り扱いに関する重要な文書となりますので、引き継ぎ時点から、県の文書取扱規程の最長保存期間である30年となります。

○**清山知憲議員** 県に引き継がれることで、個人情報保護などの観点から、手続も煩雑というか難しくなっていく懸念もございますが、大変重要なデータでございますので、きちんと保管をよろしくお願ひしたいと思ひます。そして、30年の保存期限が来た後も、重要な文書については、県の文書センターへ引き継がれることになるかと理解しております。

その県の文書センターなんですけれども、また別の文書で換地計画書というものがあって、非常に古い土地に関する情報が記載されているんですけれども、これに関しても、法務局が有していないもので、時々、土地家屋調査業務上必要とされることがあると伺っております。この換地計画書についてどういう保管状況になっているのか。そして、紙ベースのものを今後電子化していくことができないか、お伺ひいたします。

○**総務部長(成合 修君)** 県文書センターでは、宮崎県が耕地整理等の事業で作成した明治35年以降、平成7年までの換地計画書約2,700冊を保存し、管理しているところであります。

また、この換地計画書の電子化についてでございますが、換地計画書の件名登録につきましては、その作成年度や事業箇所がわかるよう、全件をデータベース化し、保存場所を特定できるようにしているところであります。一方、換地

計画書自体の電子化につきましては、保管しております文書が図面を含め大変膨大でありますこと、かつ申請件数も少ないことから、費用と効果の面を考慮いたしますと、難しいものと考えております。

○**清山知憲議員** 非常に膨大に上って電子化が難しいと。私もその原本を見せていただいたんですが、確かに非常に分厚いものでございます。この文書を閲覧する際、手続が煩雑で、また時間もかかると伺っておりますけれども、この件について、現在の利用状況と、この手続についても迅速化を図ることができないか、引き続き部長にお伺ひします。

○**総務部長(成合 修君)** 換地計画書の閲覧利用につきましては、先ほど議員のお話にありましたように、法務局等で確認できない、土地の境界や隣接地の状況、あるいは事業実施前の土地の利用状況を調査する目的で利用されておりました。昨年度は6件の申請があったところであります。

また、閲覧手続の迅速化についてでございますが、耕地整理に係る換地計画は、先ほどお話ししましたように明治時代から行われておりました。地域によっては、複数箇所、また重ねて実施された地域もあり、この間に大字、小字等の住所の変更も行われている場合もございます。このため、閲覧文書の特定及び内容の確認に一定の時間を要しているところでありますが、今後とも、申請者の利便に資するよう、可能な限り早期の資料提供に努めてまいりたいと考えております。

○**清山知憲議員** いろいろと難しい点があることはわかりましたけれども、国の定める地理空間情報活用推進基本法などにも、地方公共団体は、そうした地理空間情報について活用を図る

よう、その施策を実施する責務を有すると書いてあります。ぜひ、さまざまな難しいものがあると思いますが、より一層活用が図られますよう、配慮のほどをお願いしたいと思います。

続いて、福祉保健部長へ医師確保についてお伺いいたしますが、来年度から新しく県内で働き始める新研修医の内定者数であるマッチング者数について、ことしはどのような状況か。また、県としてはどのような根拠を持ってその目標数を定めておられるのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 去る10月22日に発表されました平成28年度の医師臨床研修マッチング数は、県内の募集定員96人に対し[※]52人となりまして、昨年の55人と比較すると4人減少となりましたが、平成16年度に現在の臨床研修制度が創設されて以来、4番目に多い結果となりました。県といたしましては、各臨床研修病院の募集枠が全て埋まることが望ましいと考えておりますが、まずは、これまでで最も多かった平成24年度のマッチング数を超える62人を目標としているところでございます。今後とも、研修医の指導を行う指導医の養成事業を実施いたしますとともに、県内の臨床研修病院合同での医学生に対する病院説明会への参加や、広報誌による本県の臨床研修環境のPRなど、県内の医療関係者が一体となって、臨床研修医の確保に努めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 今、62人というところを目標で言われましたけれども、62人じゃ本当に少ないんです。確認の意味で再質問させていただきませうけれども、ここで新しい若い医師を確保できなければ——この議会でもたくさん医師確保の質問、中山間地にいろいろ派遣をという話がありますけれども——ない袖は振れないという状況で、大学に幾らお願いしても、県内に先生

が絶対数としていないという状況になってしまいます。ことしなんかは、全国でマッチングに参加した医学生や卒業生の数は9,400人いて、宮崎県の人口は110万人で、さらに高齢化率も高いということを考えると、大体その100分の1ぐらいの数、9,400人の100分の1で、90人程度はマッチしてくれないことには、ますます医師の偏在というのは広がっていくという話になってしまいます。実際にことし、鹿児島県なんかではマッチングの数が99人ということで、来年働き始める内定者数が99人確保されておりますし、51人という数では本当に少ないと思います。部長、言ってしまうとそれを達成しなきゃいけないという思いもあるかもしれませんが、本音のところ、本当にどれぐらい県にとって必要だと考えておられるのか、お伺いします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） ただいま議員からお話がありましたように、「ない袖は振れない」という言葉がありました。なかなか絶対数が確保できないという厳しい状況にあります。そんな中で、臨床研修医につきましては、2年を終えますと、やはり研修を終えた地域に定着する医師の割合が高いという現状があります。それから、国への要望などでも、都市部での定員の削減をして、全国的に見て地方に研修医がとどまるような環境をつくっていただくよう要望もしているところであります。

目標値に関しましては、62人と申し上げましたが、私たちとしてもできるだけ多くという思いは同じであります。今後とも努力してまいりたいと思います。

○清山知憲議員 まずは90人を目指して、よろしくお伺いいたします。

それに関連して、病院局長へお伺いしますけ

れども、新研修医の受け皿として、大学病院に加えて、幅広い疾患を研修できる、経験できる県立宮崎病院というのは、大変重要な教育機関でございます。現在のところ、大学病院の研修医の定数は56人で、県立宮崎病院は12人という状況でございますが、県立宮崎病院の研修医定数をさらにふやして、さらに臨床研修事業も充実していく考えはないかお伺いいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 臨床研修医の確保につきましては、県内の医師確保にもつながることが期待されますことから、受け入れ病院としての県立病院の果たすべき役割は大変大きいものがあると考えております。また今後、宮崎病院の全面改築を行うわけでございますが、この宮崎で公が維持する病院としての存在意義を問われた場合――けさ新聞等で報道されておりますが――脳死による臓器移植、これは県立宮崎病院だけが県内ではやっているわけございまして、このような高度医療の提供はもちろんでございますが、研修医の養成など医師を育てる病院としての機能強化は大変重要だと考えております。近年の県立宮崎病院の基幹型臨床研修医のマッチング数、平成24年度が6名、平成25年度が8名、平成26年度が定員いっぱいの10名と年々ふえております。このため27年度の募集定員は12名としたところでございますが、マッチング数は10名となっております。今後とも、宮崎大学や延岡・日南病院等の相互交流による研修プログラムの充実等に努めるとともに、先ほど申しましたけれども、現在進めております宮崎病院の再整備においても、研修機能の強化を目指し、指導医の養成や研修医等の受け入れ環境の充実にとさらに取り組むなど、魅力的な研修病院となるよう努めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 マッチング数90名を目指す上では、やはり県病院もしっかり受け入れてくれないと、なかなか達成は難しいと思います。

続いて、3年目以降の後期研修医の残留率というのは、県立宮崎病院においてどうなっているのか。そして、後期研修医の確保について、病院局としてどう考えておられるのかお伺いいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立宮崎病院で初期臨床研修を終了しまして、引き続き宮崎病院で後期研修を開始した医師につきましては、年度によって差があるわけでございますが、おおむね2割から3割程度で推移しております。この後期研修医でございますが、これをふやすことは、県立病院の医療体制の充実に実質的に直結しますとともに、初期臨床研修医の教育に当たっても、年齢の近い医師として貴重な存在であります。したがって、今後とも、病院内の各診療科の受け入れ体制の充実を図りながら、その確保に努めてまいりたいと考えております。また、平成29年度から新たな専門医制度が始まります。現在、専門医を養成するための研修プログラムについて院内で検討しております。今後、大学や県内医療機関とも連携しながら、魅力ある専門研修プログラムを策定するなど、後期研修医の確保を図ってまいりたいと考えております。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 申しわけございません。先ほどの答弁の中で、28年度の臨床研修医マッチング数、募集定員96人に対して51人でございます。「51人」と答えるべきところを「52人」と答えておりました。訂正して、おわびをさせていただきます。

○清山知憲議員 県立病院は、県の課題に向き合う公立病院として、率先して研修医の確保、

研修医の教育に取り組んでいただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、知事にお伺ひいたしますけれども、児童福祉の分野で、県は初めてとし、県の家庭的養護推進計画というものを定めました。その計画の中で、里親委託を初めとして、家庭的養護の推進というものを具体的にしっかり定めております。その中には、乳幼児期における里親委託などもしっかり書かれておるわけですが、この計画がきちんと実行に移されると、私はすばらしいと思います。きちんとこの計画どおり実行していくおつもりなのか、その意欲について確認をさせてください。

○知事(河野俊嗣君) 家庭的養護推進計画につきましては、社会的養護を必要とします児童をできる限り家庭的な環境で養育するために、里親委託を初め、施設の小規模化、地域の分散化などを推進する具体的な計画として、このたび策定をしたものであります。これにより、ことし9月、宮崎市に里親普及啓発センターを開設しまして、新規里親の確保を進め里親委託の促進を図りますとともに、今後は、愛着関係を形成する上で大変重要な時期であります乳幼児期の里親委託についても積極的に取り組んでいくこととしております。また、施設の地域分散化等につきましても、今年度、高原町において児童養護施設を整備しているところであります。今後とも、計画期間中の具体的な内容の着実な実行に努めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ぜひよろしくお願ひします。この計画の中では、里親委託等という形で、里親委託等の中にはファミリーホームも含まれるわけですが、決してこれもファミリー

ホームだけに偏ることなく、里親家庭への委託もきちんと推進していただきますよう、部長におかれましてはよろしくお願ひいたします。

続いて、教育長にお伺ひいたしますが、宮崎東病院の隣にある赤江まつばら支援学校は、病虚弱児を対象とした特別支援学校で、私も先日、個人的に訪問して視察をさせていただきました。昔は、重症のぜんそくの子供たちや、ネフローゼ症候群といった長期療養を必要とする子供たちが、多いときでは200人通っていたということですが、医学の進歩に伴い、現在は40人まで減ってきているということです。昔はその寄宿舎で米良美一さんも生活し、学校に通われていたということで、私も初めて知ったんですけれども。この特別支援学校において、今現在、発達障がいの子たちがふえておりますけれども、その中でも重度の自閉症とか入院治療を必要とする発達障がいの子も、この特別支援学校の対象となって学習保障されていくのか、その点について考え方を伺ひいたします。

○教育長(飛田 洋君) 赤江まつばら支援学校は、県内で唯一の病弱の子供たちを対象とした特別支援学校でありまして、慢性疾患や身体虚弱のために長期入院や生活規制を必要とする幼児、児童生徒を対象といたしておりますが、発達障がいのみにより入院している児童生徒については、学校教育法施行令を踏まえ、病弱の特別支援学校の教育の対象とはしておりません。しかしながら、対象としていない発達障がいで入院中の児童生徒への学習支援も、本県では重要だと考えておりますので、現在、教育相談という形態をとりながら、入院中の病院を訪問し、学習への支援を行っているところであります。今後、長期入院している発達障がいの児

児童生徒に対してどのような対応ができるのか、例えば病弱教育の対象として訪問教育を行うことはできないかなどの検討、この際一番ネックになっておりますのは、学校教育法施行令をどう考えるかということになりますので、この点などについて文部科学省と十分協議をしながら、また医療機関とも連携をしながら検討してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 今、学校教育法施行令第22条の3というところを説明されたわけですが、文言をそのまま見ると、「慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患」と——確かにネフローゼとかぜんそくというように、呼吸器、腎臓、あとは神経と——そこだけ取り出されて書かれているわけですが、それでも、「その他の疾患」ということで、この疾患はだめだよと除外されていないわけです。ですから、原因疾患で区別されることがあってはどうかとも私も思いますし、純粹にそれで長期的に入院治療を必要とするという意味においては同じだと思います。今、全国でも、静岡の天竜特別支援学校とか茨城県のこころの医療センターといったところでは、そうした発達障がい入院治療を必要とする子供への学習保障もしっかり取り組まれているということです。今後そうした事例が出てきたときとか十分検討していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

最後に、防災拠点庁舎について質問してまいりたいと思っておりますが、今まで説明がある中で、防災拠点庁舎は、その構造とか耐久性の議論があったわけですが、現実的にどういった運用をされていくかということについては余り話がなかったように思います。この防災拠点庁舎は、1000年に一度、もしくはそれよりも低

い頻度で訪れることが想定されている南海トラフ巨大地震にも対応できるように、さまざまな居室を用意しているわけですが、実際には南海トラフ巨大地震のときだけしか使えないのか、それともその他の危機事象の場合においても活用されることになるのか、そういったところについて県の考え方を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監(金丸政保君) 防災拠点庁舎には、3階に災害対策本部を、4階から7階に災害対策本部を構成する部局対策室や政府の現地対策本部、自衛隊の現地指揮所などの活動スペースを確保する予定でございます。これらのフロアは、南海トラフ巨大地震を初め、台風や火山災害などの自然災害だけでなく、新型インフルエンザ等の感染症や口蹄疫等の家畜伝染病、さらには武力攻撃やテロなどの危機事象において使用することが予定されております。これらの危機事象の種類や規模に応じて、4階から7階までの全てのフロアを使用する場合と、一部を使用する場合が出てくるものと考えております。

○清山知憲議員 せっかくああいう立派なものをつくるわけで、どんどん活用していかないともったいないとも思うわけです。今言われたように、さまざまな危機事象で活用されることになるということですが、例えば過去10年間の本県における危機事象の中で、活用されることが想定されるものはどういったものがあつたのか、お伺いいたします。

○危機管理統括監(金丸政保君) 先ほど申し上げました危機事象のうち、この10年間で4階フロアから7階フロアの使用に相当すると考えられます事例は、これらのフロアの一部の使用も含めると、台風が6回、新燃岳噴火、口蹄

疫の合計8回であったと考えられます。このうち、平成22年度の新燃岳噴火の際は、10名の政府支援チームが配置され、また、同年度に発生いたしました口蹄疫では、農林水産副大臣を本部長とする40名規模の政府の現地対策本部が、それぞれ県庁内に設置されております。

○清山知憲議員 過去10年間で8回ほど使用が想定されたと、そのうち新燃岳や口蹄疫などのときは、現地対策本部など大幅に活用するような事例も考えられるということで、使うこともそれほどまれではないなというイメージができました。いろいろ防災拠点庁舎についてのイメージが、今まで委員会とかでも示されておりますが、フロアの用途とか入居する組織などについて、現時点ではまだイメージ段階なのか、今後詳細に詰めていく予定なのか、部長へお伺いいたします。

○総務部長(成合 修君) 防災拠点庁舎の整備につきましては、昨年12月に策定いたしました整備基本構想に基づき、現在、基本設計に取り組んでいるところであります。この中で、現在、災害応急対策活動の中核を担う危機管理局や福祉保健部、県土整備部の執務室、及び災害対策本部、政府現地対策本部など災害対策関係諸室の基本的なレイアウトを検討しているところであります。また、非常時のみに使用する諸室につきましては、初動体制への移行が迅速に行えるよう、会議室や研修室などに使用するなど、平常時の基本的な使用方法も検討しているところであります。これらのことを踏まえまして、フロアの用途、入居する組織については、関係部局と調整を図りながら、基本設計において決定する予定にしております。なお、詳細につきましては、実施設計の中でより具体的な検討を行うこととしております。

○清山知憲議員 用意した質問はこれで全てでございますが、今、部長から説明があったように、詳細は今後詰めていくということでございます。現段階で示されているイメージの中では、低層階に福祉保健部が入居するということですが、今、同じ建物に同居している病院局はそこに入っていないわけです。病院局も基幹型の災害拠点病院である県立宮崎病院を抱え、また沿岸部に3つの県病院を抱えていて、災害発生時には非常にその連携が重要になってくると思います。また、先ほど質問で取り上げた臨床研修事業などさまざまな事業においても、常日ごろから福祉保健部との連携が重要になってくると思います。今後さまざまな入居組織を定めるに当たっても、その検討に入れていただきたいなと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎の岩切達哉であります。まずは、傍聴席にいらっしゃる県民の皆さんに、県政に対する関心を払っていただいていることに感謝を申し上げます。

では、通告に基づき質問をさせていただきます。6月議会に続いて、地方自治の充実を求める立場から質問をいたします。

私は、宮崎のこども対策特別委員会の一員として、11月初め、大阪府守口市にあります夜間中学校を視察させていただきました。夜間中学校は、戦争、貧困、差別などいろいろな事情で勉強ができなかった人に義務教育を保障するためにできた学校です。委員皆が刺激を受けたよい視察になったというふうに思っております。このような学校は全国に31校あるそうです。大

阪には11校。この夜間中学校は自治体の判断で設置されてきたもので、必要と判断した自治体のその責任で設置されております。今、国は、この夜間中学校を必要と認め、全国に設置したいと考えているようであります。自治体の取り組みが国を動かす、このようなことは、教育や福祉の分野でさまざまな出来事で見られています。このような地方自治の取り組み、自治の姿、これが尊重されることが大変重要と考えます。

さて、2005年4月に、河野知事は宮崎県総務部長として就任されました。当時は、三位一体改革が進む過程の中で、もともと厳しい地方財政がさらに厳しさを増すころでした。10年半が経過し、現在知事でいらっしゃいます。知事にお尋ねしますが、この10年の宮崎生活を踏まえ、地方自治の充実は進んでいるとお感じでしょうか。私は、昨今の政治状況を踏まえて、中央集権化が強まっている、それも相当危険な領域にあると思いますが、そのような思いはないかということでもあります。

沖縄県の基地問題に対する国の姿勢——国が県を訴えるという事態にまでなった——は、地方自治の本旨を守る立場からも、決して看過できるものではないと思います。このような国と地方の関係、また、一昨年前から「地方創生頑張れ」というかけ声をかけられておりますが、今回の地方創生に関して、その計画の中身を国が査定して地方創生交付金の交付額を決定すると聞いております。「生き残りをかけて」と表現されるように、地方同士が競争させられる社会がつくられているようで、真の地方自治のあり方から甚だ疑問のあるところでもあります。国と地方の関係はこれでいいのかと疑問に思っております。地方自治を充実させ、地方の自主性

を尊重し、国の任務とするところは極力小さくして、住民にかかわることは地方に任せ、住民が行政に期待するものに応じていくことが大事であると思います。

地方分権一括法で、国と地方の関係は制度上も基本的に対等になったと思うんですけども、10年以上たっても、国と地方の関係が上下関係であるような意識や慣習が双方に存在しているのではないのでしょうか。本年度改定された「未来みやざき創造プラン」に、「国と地方のあり方が変化することもあり得る」という表現がございます。私は、「変化があるかもしれない」ではなくて、知事自身が主体的・能動的に、「地方自治の姿はこうあるべし」という所見を既にお持ちと存じます。知事の所見をお聞かせください。

残余の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

私は、地方自治のあるべき姿は、自己決定、自己責任の原則のもとで、地方がみずからの意思と力によりまして、国によるお仕着せの全国画一的なものではない、それぞれの地域の特性に応じた地域づくりを進めることにあると考えております。そのためには、地方に権限を移譲することとあわせて、それに見合う税財源の確保充実も非常に重要なことでもありますし、また、それぞれの制度の枠組みの中で可能な限り創意と工夫を凝らした地域経営を進めていくことも重要であると考えております。

私が宮崎に来てからの10年間で、分権に関して言いますと、農地転用許可権限の見直しを初めとする国から地方への権限移譲や、義務づけ、枠づけの見直し、地方消費税の充実、さら

には国と地方の協議の場の法制化など、さまざまな分権が進んでおりますし、県と市町村の関係におきましても、連携推進会議の設置、またさまざまな形での連携が進み、県も市町村もそれぞれの地域の実情に応じた地域づくりに取り組んでおるところであります。徐々にではあります、地方分権、さらには地方自治の充実の方向に向けての歩みを一步一步進めているものと考えておるところであります。

人口急減、超高齢化という我が国が迎える環境の変化の中で、これからも我が国の発展のために重要なことは、これまで積み上げてきた地方分権の大きな流れをとめないことであろうかと考えております。我が国にふさわしい国と地方のあり方を構築していくため、地方自治のさらなる充実に向けて、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○岩切達哉議員 丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございました。

「昨今の」という括弧つきなんですけれども、どうしても中央集権志向の強い政権、そうでない政権あるかと思いますが、やはり沖縄のような問題を見ますと、国と地方の関係、本当にこれでいいのかなと疑問を持ったところがあります。ぜひ、今の知事の姿勢を貫いていただき、行動し、発言を行っていただきたいと思います、そう望みたいと思います。

今、質問の中でも触れましたけれども、地方創生に関しまして御質問をさせていただきたいと思っております。

人口減少を食い止めようと、さまざまな施策が講じられているところであります、若者に出会いの場を設けようという努力もあります。そういった中ではあります、明治安田生活福

祉研究所というところが、2014年7月に結婚をテーマにした調査をしましたが、20～49歳の男女3,616人への調査ということで、「生涯未婚率が上昇しているという課題についてどう考えるか」、結婚しない理由は、「そもそも結婚を望まないんだ」、また、「雇用・収入・労働環境がよくない」という回答が上位にあったという内容でございます。複数回答として最も多かった回答は、「結婚は、あくまで人生の選択肢の一つであって、結婚を望まない人がふえてきたからだ」90.2%、次いで、「雇用・労働環境（収入）がよくないから」83.3%、そして「結婚・出産しても女性が働き続けられる環境がまだ十分でないから」81.6%となっているというところであります。

そこで、2番目の「雇用・労働環境がよくないから」という答えがでございます。それについてどのように県は対応できるのか、県ができることはないのか、商工観光労働部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○商工観光労働部長（永山英也君） 雇用の安定や収入の問題につきましては、御紹介にありました調査、あるいはそれ以外のさまざまな調査におきましても、結婚しない理由の上位に挙げられております。その改善を図りますことは、人口減少対策を進める上でも大変重要であると考えております。このため県では、フードビジネスなどの成長産業の育成や中小企業の振興などさまざまな施策を展開しております。今後さらに、良質な雇用の確保と付加価値の高い産業の振興を目指します「みやざき産業振興戦略」を策定し、中核的企業の育成や創業の促進、新たな産業集積などを図ってまいりたいと考えております。また、非正規労働者が約4割を占めます現状を踏まえまして、非正規から正

規社員への転換を行う企業に対して支援を行っている労働局などとも連携を図りながら、経済団体へ正社員化への働きかけを行っているところでございます。今後とも、若者が結婚等に希望が持てる良質な雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 少子化対策、人口減少対策ということで、結婚支援も県庁でも行うところになっているんですけれども、結婚支援という場合に、雇用・労働環境、とりわけ収入という面でございますけれども、内閣府調査資料とか国土交通白書なども見たんですけれども、年収300万円を超えると既婚率が上がるというデータがございます。年収300万円という一つの目標、これを働く若者に保証できるような労働政策が、具体的目標として必要ではないかと思っております。このように労働政策として、具体的な金額を明示して所得向上を図っていくことが必要ではないでしょうか。所得の移転、再配分ということが議論されているんですけれども、「当初配分」と言いますが、賃金などで一定の収入を得ることを大事に支えることが必要であると思うんです。労働者政策の担当部長としてどのようにお考えですか。

○商工観光労働部長（永山英也君） 平成26年の賃金構造基本統計調査によりますと、本県の25歳から29歳までの年間給与総額は319万円となっております。給与につきましては、企業規模や経営状況等、それぞれの企業によって条件が異なっております。また、賃金は基本的に労使間で決定されるものでありますので、県として一律の目標値を設定することは難しいと考えております。しかしながら、経済の好循環を実現する中で、企業収益の一部が、成長のための設備投資に向けられますとともに、適正に労働

者に分配され、県民の所得向上につながることで大変重要であります。このため、産業振興施策の充実に努めますとともに、さまざまな機会を捉えて企業や経済界の皆様と意見交換を行って、県内の雇用・労働環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。県としての労働政策というものに対する期待、非常に大きいものがあります。「良質な雇用」という言葉がございましたけれども、ぜひ御尽力いただきたいと思っております。

さて、今のテーマで「結婚は個人の選択」というような回答が非常に多かったんですけれども、そういうような個人の問題としてなかなか立ち入りがたい課題かもしれません。対策も非常に難しいと思いますが、若者の出会いの場を提供するという対策に今取り組んでおられる福祉保健部長、この回答をどのように受けとめておられるでしょうか、お聞かせください。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 未婚化・晩婚化をあらわします未婚率や平均初婚年齢は、本県におきましても全国と同様に上昇傾向にあります。県が昨年度、県内の20歳代から40歳代までの男女を対象に実施した「結婚・子育て意識調査」によりましても、未婚化・晩婚化の理由としましては、「独身生活のほうが自由が多い」が一番多く、次いで「結婚することのメリットが感じられなくなっている」となっており、その背景には、ライフスタイルや価値観の多様化などがあるものと考えております。一方、この調査では、独身者の約9割が、「いずれは結婚したい」との意向を持っているという結果となっております。今後とも、県といたしましては、独身者の出会いの場の創出など、結婚の希望がかなう環境の整備に積極的に取り組

んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 人口対策という視点から、結婚を若者にお勧めするという考え方が基底にあるかと思うんですけれども、若者たちがしっかりとした収入を得て、そして出会いの場がしっかりとあってと、こういうような構造が必要かなと思っているところでございます。ぜひ総合的な支援というものを、いろいろな立場でやっていけたらと思っております。

話題を変えますが、女性の権利について御質問をさせていただきます。

女性差別撤廃条約というのがございます。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、国連採択は1979年でございすけれども、日本の締結は1985年で、それからちょうど30年という年でございます。しかし、30年経過しても課題は山積で、女性の社会参加の問題から、セクシュアルハラスメント、男女間の賃金格差などなどあり、さらに、きょう質問させていただくんですが、DV、性暴力という問題がなかなかなくなりません。何点か県の取り組みを伺いますが、最初に県警本部長に伺います。性犯罪被害者に対する捜査技術、とりわけ被害者女性に対する心遣いなど、現状の対応についてどのような工夫がなされているか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、同様に、DV被害者に対する対応、件数や対応状況等についてお聞かせください。

○警察本部長(野口 泰君) 本県においては、平成26年中に認知した強姦などの性犯罪事件は84件で、そのうち46件を検挙しております。同じく平成26年中に、配偶者からの暴力、いわゆるDV事案として相談を受理した件数は374件で、そのうち46件を事件として検挙しております。本県では、警察本部に女性被害相談

電話を設置して、女性警察官が相談に応じているほか、全警察署に相談室を完備し、女性警察官を配置するなど、女性の被害者が安心して相談いただけるよう配慮しております。また、女性被害者の視点に立ったきめ細かな対応ができるよう、想定事例に基づく実践的な訓練を行うなどして職員のスキルアップを図っております。そのほか、女性被害者への心のケアとして、公益社団法人みやざき被害者支援センターに業務委託し、臨床心理士などの専門家による無料カウンセリングも行っております。

○岩切達哉議員 性被害にお遭いになられた方のいろんな書物などを見ますと、いわゆる捜査をお願いして以降に二次的被害に遭うという表現がございます。いわばその被害の状況をお話しするときに非常に辛い思いをした、こういうことございまして、今、県警本部長から御回答のあったさまざまな対応を、ぜひ充実を図っていただきたいと思っております。

さて、女性保護の現状について、福祉の面からどのような対応をされているか、福祉保健部長に伺いたいと思っております。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 女性相談所におきます平成26年度の相談受け付け件数は1,398件で、内訳としては、DVに関するものが314件と最も多くなっており、そのほか離婚問題や生活困窮などさまざまな内容となっております。また、緊急的に一時保護を行った人数は29人で、このうちDVを理由とするものは13人となっております。DV被害者への対応につきましては、配偶者暴力相談支援センターの機能も兼ねております女性相談所におきまして、被害者自立支援員を配置しております。そこで警察や裁判所、ハローワーク、福祉事務所などの関係機関と連携しながら、保護命令制度活用のた

めの書面の提出や、生活保護など各種の申請手続、就労の援助、住宅の確保など、自立に向けた支援を行いますとともに、必要に応じて心理的なケアなどのきめ細やかな対応を行っているところであります。

○岩切達哉議員 今、緊急的に一時保護を行った人数は29人で、DVは13人というお話がありました。そういう一時保護等の対応もあると思いますけれども、いわゆるシェルターとしての役割を担う女性保護施設・機関というものがあるかと思えます。公的、民間あると思えますが、どのような準備がなされているかお聞かせください。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 女性相談所での一時保護は、原則として2週間と定められておりますことから、それを超えて支援を必要とする場合は、女性保護施設「きりしま寮」に保護しまして、自立が可能となるまでの期間、生活指導や適性に応じた職業指導等を行っております。また民間では、県内で1カ所、NPO法人が運営するDV被害者のための保護施設が設置されておまして、県と同様に自立に向けた支援を行っているところであります。

○岩切達哉議員 総合政策部長に伺いたいと思えますけれども、同様に、男女共同参画センターというところで、さまざまな相談対応をなされていると思えますが、その中で、相談業務において、性被害、またDV被害の相談にどのように対応しているかお聞かせください。

○総合政策部長(茂雄二君) 男女共同参画センターにおきましては、常時2名の相談員が月曜日から土曜日まで、電話や面談により、性被害やDV被害に関する相談を含むさまざまな相談を受け付け、関係機関の紹介や助言のほか、弁護士などによる専門相談を行っているところ

です。平成26年度に受け付けた全相談件数は1,901件で、このうち性被害に関するものは6件、DV被害に関するものは163件であります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。いずれの相談機関も1,000件を超える相談というのがまず報告があって、DVということになりますと、警察、女性相談所、さらに男女共同参画センターの数字がございました。ざっと850件前後ということでございます。県内の相談者、被相談者というんでしょうか、対象の方が重なっていることもあるかもしれませんが、県内で、女性がDVで850件ほどが相談をする。こういう数字というものについて、やっぱり大きい数字だなと思うわけであります。

最後に、知事に伺いたいと思えます。女性差別撤廃条約がスタートして30年、まだまだDVのことを含めて課題があると思えますけれども、そのほかにさまざまな施策が必要と思えます。課題を踏まえて、女性に対する総合的な政策をどのようにされるお考えであるか、所見を伺いたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 今、るる御指摘がありました、女性に対する性犯罪やDVはもちろんのこと、いかなる差別も、その人権を著しく侵害するものであって、決して許されるものではなく、その根絶に向けて取り組んでいくべきものと考えております。国においても、この差別の撤廃に関する条約を受けて、育児休業法、男女共同参画社会基本法、さまざまな法律が制定をされ、本県におきまして、これを受けて、「みやざき男女共同参画プラン」を策定しますとともに「宮崎県男女共同参画推進条例」を制定しまして、女性に対するあらゆる暴力の根絶や男女の平等な就業の機会の整備など、女性に対する総合的な取り組みを進めてきたところで

あります。本年10月には、企業、関係団体、行政が一体となりまして、女性も男性も生き生きと働き、ともに活躍する活力ある宮崎を目指します「みやざき女性の活躍推進会議」が設立されたところであります。今後とも、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる社会の実現を目指して、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 この課題を見るとときに、男女共同参画推進条例を見ましたけれども、基本理念、やはり差別の禁止というところからスタートした問題であって、今日、男女共同参画、ともにその能力を發揮できるような社会をということで発展してきていると思いますが、その根っこにある女性に対する暴力というものが、先ほど申し上げたような数字の実態としてあるんだということを踏まえながら、対策をぜひ引き続き行っていただきたい、このように申し上げておきたいと思っております。

続いて、児童の福祉についてでございますけれども、最初に県警本部長にお尋ねをしたいと思います。

改正児童買春・児童ポルノ禁止法が平成26年7月に施行されています。子供に対する性犯罪は、直接的な性行為に至らなくても犯罪とした、子供を守るために一歩前進した内容です。この法律を適用した実績についてお聞かせいただければと思います。

○警察本部長(野口 泰君) 本県では、児童買春に関しましては、平成26年中は2件、本年は10月末現在で1件、児童ポルノに関しましては、平成26年中は6件、本年は10月末現在で8件を検挙しております。児童買春事件は、児童の被害意識が希薄であることが多く、捜査に困難を来しますが、捜査員の親身な事情聴取など

により被害児童の心を開かせ、被疑者を特定し、検挙に結びつけているところであります。また、児童ポルノ事件は、児童を対象とした強制わいせつ事件や青少年健全育成条例違反を検挙した際に、その証拠品として押収した携帯電話機等に保存された児童ポルノ画像から、その被害児童を特定するなどの粘り強い捜査を行っているところであります。

○岩切達哉議員 児童買春・児童ポルノ禁止法の15条、16条には、これら性犯罪によって心身に有害な影響を受けた児童の保護、支援を行うための体制整備が要求されていますけれども、どのように対応されているか、福祉保健部長に伺いたいと思っております。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 県におきましては、性犯罪により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談があった場合には、児童相談所において、児童の安全の確保を最優先に、緊急的な一時保護や医療機関を受診する際のサポート、あるいは警察への相談支援などを行っております。さらに、一時保護期間中に児童心理司によるカウンセリングや児童福祉司による相談援助を行う中で、児童に対する長期間のケアや生活の場の確保が必要と認められる場合には、児童福祉施設等への措置を行い、児童の回復を支援しているところであります。

○岩切達哉議員 先ほど県警本部長から御報告をいただいた件数ありました。被害児童は現実にいるということになります。これがどのように児童福祉の現場につながっているかというのは、それぞれの個人情報に関係もあって、なかなか難しいかと思っておりますけれども、児童買春・ポルノの問題は、まさに大人の責任として社会的に解決を図らなければならない重要な課題だと思っております。ぜひ連携を密にしな

がら、根絶に向けて御尽力をいただければと思います。

続けて、福祉保健部長に伺いたいと思います。初日の質問で田口議員から紹介のあったことですけれども、ことし8月に、県内5つの自治体と九州保健福祉大学を運営する学校法人が、フードバンク事業を初めとする子供支援に関する協定を結んだということについて、県として把握する内容と他の市町村との協定の状況、そして評価と今後の取り組みをお聞かせください。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） お尋ねの協定は、経済的に困窮している子供たちの健やかな成長を図ることを目的として、学校法人が行う食糧支援や学習支援等が円滑に進むよう、地元自治体が連携協力することを内容とするものであります。ことしの8月に、宮崎市など県内5市町との間で締結されたものでありまして、現在のところ、他の市町村での協定締結はありません。子供の貧困問題が国を挙げて取り組むべき喫緊の課題となる中で、行政に限らず、民間団体やNPOなどが、それぞれの特色を生かしながら対策に取り組むことが重要であります。そうした中で、今回の学校法人による取り組みは大変心強く思っております。県といたしましては、このような学校法人を初め、多様な主体との連携を一層密にしながら、積極的に子供の貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。県内の企業の中には、直接、児童養護施設等に寄附を継続的に行っている企業も見受けられるところでもあります。そういった支える企業、また団体等が増加していくことを本当に望むところでもあります。

もう一つ、施設退所児童についてお伺いしますけれども、高校等を卒業することをもって就職、または進学もあり得るんですが、そういった児童への支援でございます。まずは、この年齢期において、社会的マナーというもの、社会的スキルというものを提供することが非常に今大事になっているという指摘がございます。加えて、それ以降、卒園して自立という事態を迎えるに当たってなんですが、今、若者の自立年齢が高くなってきているということが言われます。施設退所児童について、さらに手厚い支援が必要で、できるならば卒園後も継続して支援できるような体制整備が非常に重要と考えておりますが、いかがでございましょうか。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 施設を退所した後に生活が不安定で継続的な養育が必要と判断される児童に対しましては、特例として、20歳まで入所することが認められておりますことから、児童相談所と施設が連携し、必要に応じて入所期間の延長を行っているところであります。その一方で、施設退所後に悩み事を相談する相手がないなど、適切な助言が得られない中で、職場等で孤立し、人間関係などに悩んだ末に退職などに追い込まれる場合もあると聞いております。このため県といたしましては、施設を退所した児童が安定した生活を送るための相談支援などを行う、いわばアフターケア機能の整備の必要性などについて、今後検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。就職をして1年、2年とたたないうちに離職し、その後どのようになっているのかわからない卒園児がいらっしゃる現状であります。ぜひ、そういった子供たち——本来なら、親がいれば親のもとに帰って次のステップを踏めるわけなんで

すけれども、そういう場がないという子供——
に対して、そういう場をしっかりと提供いた
ければと思っております。

続けて、福祉保健部長に、精神保健の問題に
ついて御質問させていただきたいと思いま
す。

障害者差別解消法が施行されるという状況に
向けて、今、条例制定の議論が行われている
ところであります。差別意識をなくする教育、啓
発というものが必要ですけれども、とりわけ精
神障がい者に対する差別意識というものは、見
えない障がいであることから、なかなか難し
いものがあるようです。現在、その当事者が自
身の体験を語る取り組みが行われていると思
いますけれども、どのような取り組みが行わ
れているのでしょうか、お聞かせいただきた
いと思えます。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 精神障がい
に対する差別の解消や、精神疾患を早期に発
見し早期治療を行うためには、精神障がい
についての正しい知識を身につけ、理解を深
めていただくことが大変重要であります。ま
た、その際、精神障がいのある方が、みずか
らの経験や思いなどを直接話していただく
ことは、大変効果的であると考えておりま
す。こうしたことから、10月に開催して
おります精神保健福祉普及運動期間中に開
催する精神保健福祉大会では、講演会やパ
ネル展示に加えまして、精神障がいのある
方の体験発表などを企画し、毎年、大勢の
県民の方々に参加いただいているところで
あります。また、県内のNPO法人と協働で、
精神障がいのある方が一般県民や大学生を
対象に体験発表や意見交換を行うといった、
当事者参加型の啓発活動も行われている
ところであります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。

では、教育長に伺いたいと思えますけ
れども、精神疾患に対する正しい知識と早
期発見、予防が必要であると。とりわけ、
統合失調症という病気がございますけれ
ども、発症は思春期が大半と言われて
おります。中高校生にこの病気の理解を
進めること、中高校生を見守る先生方
が十分にそのことを理解していくことが
必要だと考えているんですが、教育長
の見解を伺いたいと思えます。

○教育長（飛田 洋君） 障がいのある
方も、一人一人が尊重され、それぞれ
の方が持てる力を発揮できることは大
切なことであり、そのためには、障
がいのある方への偏見や差別意識を
解消することが重要であると思
っております。議員の御提案のあり
ました、教職員の精神障がいへの
理解を深めることは、児童生徒
を守り育む立場にある教職員にと
って、非常に大切なことである
と考えております。そのため、
教職員の研修会の中で、専門の
講師にお願いするなどして、精
神障がいについて理解を深める
機会を設けることができないか、
福祉保健部と連携を図りながら
検討してまいりたいと思
っております。私自身もいろん
な立場の人からお話を聞かせ
ていただいて、非常に心に残
っていることがございます。ぜ
ひ検討していきたいと思
っております。

○岩切達哉議員 まさに精神疾患とい
うものは、その人がどんな学歴であ
ろうと関係なく出てくる問題でござ
いまして、中高校生期の発症から、
初めて医師に受診するまでの間が長
くなればなるほど、予後の問題があ
ると伺っております。正しい理解、
そして早期受診というものを
実現するために、ぜひ周りの大人
たちがそういう病気理解を進める
こと、さらには今、誰もが心の負
荷を感じやすい環境にありますの

で、ぜひそういった正しい理解というものが広がるよう、活動をお願いしたいと思います。とりわけ今年度、差別解消法、また差別解消条例の議論が行われて、スタートを迎えようとしておるところでありますから、それを根づかせるためにも積極的な対応をお願いしたいと思います。

続いて、職員のメンタルヘルス対策というようなことで、労働安全衛生の問題について御質問させていただきます。

人権同和対策課が主催しておられる人権講座というのがあります。5回にわたって開かれておりますけれども、その内容が極めてすぐれており、講師を選択された担当の皆さんの知見の広さというか深さというか、すばらしいというふうに率直に思いながら参加させていただいております。先日、ハラスメントの講演に参加させていただきました。ハラスメントとは、優位な立場を悪用し、相手に不愉快な思いを与えること、嫌がらせというふうに解釈するそうです。その結果、優位な立場にある、いわゆる上司、そして優位な立場でない部下では、部下のほうが当然さまざまなダメージを受ける。結果、持っている能力を発揮し、十分に県民に提供するということができなくなってしまう。そういう意味で、ハラスメントというものは社会的損失、企業にとっては経営リスクであると捉え、しっかり対応しましょう、対策しましょうということでした。

そこで、総務部長に伺いたいと思います。さまざまなハラスメントの形態がございますけれども、県において、職員間のハラスメント対策の状況や、事が起きた場合どのような対応をしておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○総務部長(成合 修君) 職場等におけるハラスメントにつきましては、職員の尊厳を不当に傷つけるものであり、また職場環境を悪化させるものであり、あってはならないし、決して許される行為ではないと私も認識しているところであります。このため、ハラスメントの防止等に関する要綱において、防止に関する基本的事項や発生した場合の対処方法を定めるとともに、弁護士等による相談窓口を設置しているところであります。また、防止に向けた具体的な取り組みといたしましては、職員への研修や、ハラスメント例示集及び服務規律通知による職員の意識啓発を行うとともに、チェックシートによる自己点検を通じたハラスメントの把握などに努めているところであります。

なお、ハラスメントの相談を受けた場合には、相談者のプライバシーや心身のケアに十分配慮しながら、事実関係を速やかに調査し、必要に応じまして、加害者とされる職員に対して注意や指導等を行っているところであります。また、事案によっては、懲戒処分等を行うといった厳しい姿勢で対処することとしております。

○岩切達哉議員 今、部長の答弁された対応をぜひ強化いただきたい部分がございます。とある部下を持つ立場の職員さんが、その部下との関係においてハラスメントを行っているというふうに理解しているんですが、その部下が精神疾患で休むということになりました。その上司の方が転勤、異動されて、同じように、そこで働く部下が体調を壊すという事案がございます。私は非常に具体的な事例として注目をしているんですが、そのように部下を持つことがふさわしくないとと思われるような上司というか、職員についての指導、特に指導効果がな

い場合、部下を持たないポジションにつかせるということも考慮すべきではないか。そこまで考えるんですが、総務部長いかがでしょうか。

○総務部長（成合 修君） 議員のほうから具体的な事例の御質問があったわけでございますが、ハラスメントの事案が発生した場合には、先ほど申し上げましたように、その本人に対し徹底した指導を行い、速やかにハラスメントを停止させ、再発防止対策をとることとしております。また、この一環として、必要に応じまして、職員の配置がえも含めた人事面からの対応を行う場合もあると考えております。このような人事異動を行う場合には、業務内容や適性に加え、職員の指導後の状況、職場体制などを総合的に勘案しまして慎重に検討することとしております。今後とも、ハラスメントの防止及び排除を徹底させながら、職員一人一人が意欲を持ってその能力を最大限に発揮できるよう、良好な職場環境づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

この関連になるかと思いますが、ことし12月、あすから施行される「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度」というのがございます。当然、県職員全体に適用されると存じますが、この実施に当たっては、人事権を持つ者が担当できる範囲は限定されている、このように聞いております。この制度によって、職員さんに不利益があるのではないかとおぼやかることがないように、細かな配慮をすることが求められていると伺っております。そのようなことであるということの確認とあわせて、県における準備状況についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○総務部長（成合 修君） 議員の御質問にもありましたように、労働安全衛生法の改正に伴いまして、労働者50人以上の事業所では、ことし12月から、毎年1回、ストレスチェックの実施が義務づけられたところであります。このストレスチェックは、自分自身のストレスについて早期に職員の気づきを促し、鬱病などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための簡単な検査でありまして、県では来年度から、全職員を対象に実施する予定としております。職員は自分のパソコン等を利用してチェックを行うこととしておりますが、その分析結果につきましては、医師や保健師を除き、本人の同意を得ずに第三者は閲覧できない仕組みとしておりまして、プライバシーの保護に十分配慮することとしております。また、ストレスの度合いが高い職員に対しましては、必要に応じて健康管理医や保健師等による面接相談を行うほか、職場環境の改善につなげていくなど、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 このチェック制度の導入に必要な条件を守っていただきながら、かつ、原因となるハラスメントの排除にお努めいただき、県庁に限らず県内の事業所において適正に実施されるように、そして健康が保持される職場づくりに向けて、十分な対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、質問を変えまして、動物愛護センターの設置について伺いたいと思ひます。

福祉保健部長に伺います。動物愛護センターの設置については、過去の議会で井本議員や新見議員が熱心に取り上げられた結果、その実現が29年度という状況になりました。現在の準備状況について、施設整備面、また運用計画等、状況をお聞かせください。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 動物愛護センターは、県民一人一人に動物愛護の精神を涵養し、動物を通じて命の大切さを伝える拠点施設といたしまして整備するものであります。施設整備につきましては、平成29年度の開設に向けて、今年度は設計業務を、来年度に建設工事を行うこととしておりまして、現在、宮崎市と設計の詳細を詰めているところであります。また、センター開設後の円滑な運営に向けまして、殺処分数のさらなる減少や、譲渡の推進などの動物愛護施策の充実、また、そうした施策を進める上での宮崎市との連携のあり方などにつきまして、検討を進めているところであります。

○岩切達哉議員 25年度の9月議会において、当時の鳥飼議員の質問に知事がお答えになられまして、中央動物保護管理所を視察したことをもとに、「殺処分を可能な限りゼロにしていくことが望ましいことではないか」と、このように答弁いただいております。日々作業に従事される職員への思いも語っていただいて、重ねて、「飼い主の意識の向上、さらにはNPOなどにも協力いただきながら譲渡を促進したい」とお答えいただいております。各県で努力されておりまして、熊本市では殺処分ゼロという取り組みを徹底しておられるようですし、神奈川県では担当するエリアで殺処分はゼロになったとおっしゃっています。今、神奈川県黒岩知事自身や地元の芸能人の方が出演する動画を配信して動物愛護を訴えて、話題となっているようであります。宮崎県では、宮崎市を含め県内一円のことを考えておられると思いますが、昨年度殺処分数は1,591匹と実績が報道されました。今後、速やかに県内での殺処分件数がゼロになるよう、県北、県南の動物保護管理所と総

合的な連携ができる愛護センターにしていきたいと思っっているんですけども、部長のお答えをいただければと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県民一人一人に動物愛護の精神を普及啓発して、命の大切さを伝え、殺処分数を減らしていくためには、県下全域で動物愛護施策を展開していくことが大変重要であると考えております。そのためには、動物愛護センターと保健所や、お尋ねの動物保護管理所との連携が極めて重要であると認識しておりますので、現在、その連携のあり方につきまして、関係職員によるワーキンググループを設置するなどして協議を重ねているところでございます。

○岩切達哉議員 宮崎市、県南、県北とありますので、捕獲された場所、保護された場所で動物の取り扱いに差が出ないようにお願いしたいと思っております。

宮崎市と共同で設置ということで、大変さがあると思っております。重ねて伺いますけれども、県で策定している動物愛護管理推進計画の殺処分削減目標を、可能な限りゼロにしていくためにも、前倒し達成するような意気込みがないか、その点についてお聞かせください。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 犬、猫の殺処分数につきましては、宮崎県動物愛護管理推進計画におきまして、平成24年度の殺処分数約3,000頭を、35年度までに3分の1の約1,000頭にまで減少させる目標を掲げているところでございます。これまで県では、飼い主に対する終生飼養——最後まで責任を持って飼うことの意味でございます——の啓発や譲渡活動の推進などの取り組みを実施することで、昨年度の殺処分数は、平成24年度の約半数にまで減少してきたところであります。さらに今年度からは、

殺処分数全体の約7割を猫が占めますことから、飼い主のいない猫の繁殖を防止するための地域猫対策、あるいは譲渡できない離乳前の子猫を一定期間飼育し譲渡につなげる、いわゆるミルクボランティアのモデル事業に取り組んでいるところでもあります。今後とも、早期に目標を達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひ、他県に見られるようなゼロ宣言というものが1年でも早く達成できるように期待したいと思いますし、また、そういう運動等を支援いただいているNPOの皆さん等にも御協力を賜っていききたいとも思うところでもあります。ぜひよろしくをお願いします。

関連するところで、獣医師の問題でございます。

今後は、今の動物愛護センターでも必要となっていくだろうと思っておりますし、現在の家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、保健所と、獣医師の必要数もさらに伸びるという思いを持っているんですけれども、この間実施されてきた獣医師確保対策の取り組み状況を、農政水産部長からお聞かせいただきたいと思っております。

○農政水産部長(郡司行敏君) 家畜伝染病の防疫対策や食品の安全性確保など幅広い観点から、県職員獣医師の果たす役割はますます重要になってきておりますが、その一方で、獣医系大学の卒業生の約4割がペット等の小動物診療分野に就職するなど、獣医師の安定確保は厳しい状況が続いております。このため県といたしましては、関係部局が一体となった獣医師確保対策チームを平成24年に設置し、全国の獣医系大学での就職説明会への参加や積極的なインターンシップの受け入れ、さらには、本県への就職希望者への修学資金の給付など、さまざま

な取り組みを実施しているところであります。今後とも、県職員獣医師の安定確保が図られますよう、積極的な取り組みに努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 聞くところによりますと、昨年度まで年度途中にも採用いただいたという御努力をいただいていたということでございます。ことしはたまたま、そういう希望といいますか条件に合う方がいらっしゃらないということだと伺っておりますが、ぜひ獣医師確保、今おっしゃったような任務、役割というものを果たすために御努力いただきたいと思っております。

その上で、今の家畜保健衛生所の獣医師についてでございますけれども、平成32年度までに20名ほど増員して68名とする計画があると伺っております。3保健所体制なんですけど、現場への距離の問題があると思っております。南那珂地区など遠隔地には、そこにある普及センターに駐在を置くということで対応しておられます。鳥インフルエンザや口蹄疫など、県内の主要産業である畜産を守る体制として十分なのか。率直に言って、私は、この3保健所体制では若干厳しいのではないかと考えております。今後、南那珂地区など遠隔地に対応するために、家畜保健衛生所の設置についてお考えがないか、お聞かせいただきたいと思っております。

○農政水産部長(郡司行敏君) 家畜保健衛生所につきましては、現在、宮崎、都城、延岡の3カ所に設置をしておりますが、迅速な防疫対応に資するため、平成25年度からは、日南、小林、高千穂の3カ所に駐在職員を配置し、地域における防疫体制の充実強化に取り組んでいるところであります。まずは、この駐在職員と家畜保健衛生所との綿密な連携により、畜産農家

の指導や病性診断の対応など、地域防疫の取り組みが円滑に実施されますよう努めてまいりたい、そのように考えております。

○岩切達哉議員 宮崎の家畜保健衛生所職員のそれぞれの受け持ち頭数というんでしょうか、受け持ち戸数、農家の数なり動物の数なりが非常に多いということは過去から言われていることでありますし、その上で距離がネックになるということにならないように、ぜひ引き続きの御検討、御努力をいただきたいと思っております。

全く話題を変えることになるんですが、県内の防災体制に関し、放射能測定の問題、地震対策の問題を、最後にお尋ねしたいと思えます。

川内原発が稼働しておりますけれども、稼働したばかりの川内原発からほど近い薩摩半島西方沖で、11月14日早朝にマグニチュード7.0の地震がございました。中之島で30センチの津波が観測されたということでもあります。東日本大震災の東京電力福島第一原子力発電所の事故で、放射性物質が宮崎にも届いているというのは事実でありまして、今度は東北ではなく、お隣の鹿児島県であります。この川内原発から放射性物質が漏れ出すということを大変心配しておりますけれども、現在の放射能測定の体制と、その体制を今後充実するべきではないか。こういうことに対してのお考えを、環境森林部長にお聞かせいただきたいと思えます。

○環境森林部長（大坪篤史君） 国の原子力規制委員会では、基本的に、原子力発電所からの距離に応じて各県にモニタリングポストの設置箇所数を示しまして、全額国費負担で各県に業務が委託され、空気中の放射線量の測定を実施しているところでございます。それに基づき本県では、現在、宮崎市にある衛生環境研究所並

びに、都城市、延岡市、小林市にある保健所、合計4カ所で常時監視を行っております。また、川内原子力発電所のある鹿児島県では、発電所を取り囲むように73カ所で同様の監視を行っていきまして、両県を含めた全国の測定結果は、原子力規制委員会のホームページで、即時、情報提供されている状況でございます。現在の体制につきましては、福島第一原子力発電所の事故の後に充実強化されたところですので、当面はこの4カ所で測定をしながら、しっかりと監視してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 鹿児島73カ所、宮崎4カ所ということが適正なのかどうか、これからしっかりと勉強して、また質問させていただきたいと思えます。

続いて、災害時の要支援者を把握するという業務でございますけれども、自治体は避難行動要支援者名簿を作成することになりました。私がここで取り上げるのは、在宅酸素療法患者への支援なんです。常時鼻にチューブを使って酸素を送ることで生活を充実させている在宅酸素療法患者がいらっしゃるんですが、この方々は、電気がとまりますと酸素の供給に支障が出る、こういうことで非常に災害時の支援が必要で、現に4年前の東北の地震では、酸素を求める患者が病院に殺到したという状況があったようであります。こういった方々を要援護者として把握しておくことを、しっかりと市町村にお伝えする必要があるかと思えますけれども、危機管理統括監にお尋ねさせていただきたいと思えます。

○危機管理統括監（金丸政保君） 高齢者や障がい者、傷病者等の中で、災害時にみずから避難することが困難で、避難に特に支援を要する方々につきましては、平成26年4月に施行され

ました災害対策基本法の改正により、市町村は避難行動要支援者名簿を作成することとされており、現在、鋭意作成が進められているところでございます。御質問にありました在宅酸素療法患者について、市町村がその全ての方々を把握するのは難しいと聞いておりますが、避難支援が必要な方は、この名簿への掲載をみずから求めることができる仕組みもありますので、県では、このことを住民へ十分周知するよう、市町村に対して助言を行いたいと考えております。

○岩切達哉議員 全ての質問を終えることができました。これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議員 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分開議

○中野廣明副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざきの有岡です。

まず初めに、ことしの6月、熊本県天草市の勇志国際高等学校を訪問し、野田将晴校長先生から直接、高校生のための道德、高校の開校の経緯についてお話を伺いました。野田先生の経歴は、熊本県警察官、青年海外協力隊を経て、熊本市議会議員1期・熊本県議会議員を3期後、熊本叡徑理事長とともに、道德と正しい日本史を教える学校をつくりたいと、10年前に広域の通信制勇志国際高校を開校し、校長として、また講師として道德を担当されています。

野田先生は、火の国熊本県人らしく男気のある、ポジティブな生き方に憧れるお一人です。

さて、勇志国際高校の基本方針は、長所を認めて伸ばす指導であり、開校時、初年度114名でスタートした生徒数が、ロコミ等で8年目には10倍の1,200名を超えています。野田校長はおっしゃいます。若者は、潜在ニーズとして、生きていくための自信と日本人としての誇りを切実に求めていると。1冊の本をいただきました。メインタイトルは「高校生のための道德」、サブタイトルが「この世にダメな人間なんて一人もいない!!」であります。本の前書きで、「2011年の日本青少年研究所のアンケート調査によると、日本の高校生の65.8%が自分はダメな人間だと思っているという結果があり、他国と比較しても高い数値です。自分を否定しているのですから、自分以外の他人を認めることができません。ですから人間関係もうまくいきません。」とあります。また、全30話の中の第17話では、公德心(社会生活をする上で守るべき道德心)について書かれています。例えば、道路上でゴミのポイ捨てをしない。バスの中でお年寄りなどに席を譲る。トイレの履物をそろえる。日常生活の中の最低限のマナーです。誰も見ていないからこれくらいはいいだろうと、つい思います。しかし、昔から、おてんとうさまが見てくださるといって、人が見ていようといまいと、これらのマナーはしっかり守るのが日本人の生き方でした。「高校生のための道德」の中からも我々が学ぶべきことがあるようです。

そこで、通告に従い質問いたします。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

武士道精神の義を重んじる国民の誇りにおい

て、今回の民間事業の例ではありますが、横浜市分譲マンションの基礎ぐいの工事問題について、知事の御所見をお伺いいたします。

以上、壇上の質問を終わり、質問者席より再質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

横浜市の分譲マンションに端を発した基礎ぐい工事問題については、施工データの流用や改ざんが多数報告され、現段階において、全国で360件、このうち本県では3件判明しております。このようなことは、建築物の安全性や工事の品質管理に対する信頼を失墜させるとともに、県民の皆様には不安を与え、ひいては、建設産業に対するイメージを損なう恐れがあり、大変遺憾に思っているところであります。現在、国が設置しました「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」におきまして、原因究明と再発防止策等の検討が進められておりますので、今後、国から示される再発防止等の対策に則して、適切に対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 ただいま知事より答弁をいただきましたが、再発防止等の対策の以前に、仕事に対する誇りを持てる社会でありたいものであります。「日本のひなた宮崎県」、きょうバッジをつけさせていただいておりますが、宮崎県はおてんとうさまが見守ってくださっている。正直な県民性を大切にしたいと思います。

そこで、県土整備部長にお伺いいたします。新聞等でくい打ち工事のデータ流用問題、11月27日、業界団体の発表で、計7社での流用が確認されたとあり、管理する側のチェック機能も働かず、重層下請構造が指摘されています。見出しに「先輩に教わった」とあり、データ流

用のやり方は先輩から教わった。さらには、データ流用をした61人の大半は出向社員だったとか、さらには、責任のなすり合い、元請工程管理まで下請に委ねるようになった。その結果、元請の現場監督の経験が不足し、下請の作業をチェックし切れない現場も出てきているという報告が、新聞紙上でございます。そこで、このようなことが行われないうちにも、まず、県発注工事の品質確保を図るために、建設業者の技術力の向上や人材の育成などを進める環境づくりが重要と考えます。どのような取り組みを行っているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(図師雄一君) 県では、建設業者の技術力向上を目的として、建設技術推進機構による各種専門資格の取得につながる研修や、道路構造物の維持・点検に関する現場での技術研修などを行いますとともに、若手育成として、産業開発青年隊などによる人材の育成にも努めております。また、建設業協会との連携により、建設産業の魅力を若い世代へアピールする取り組みも行っておりまして、例えば串間におきましては、協会青年部が作成したDVDなどを用いまして、土木事務所の職員とともに、地元の中학생に対するPR活動を行っております。さらに、協会独自の取り組みといたしまして、ものづくりのすばらしさを伝えるテレビCMが、現在、県内で放映されているところであります。建設産業は本県の重要な産業でありますことから、改正品確法の趣旨を踏まえ、引き続き、建設業者の技術力向上や人材育成を進める環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 地域にとって大切な分野でございます。建設事業者の皆さん方の誇りを持つ

た今後とも活躍を期待するものでございます。

次に、警察本部長にお伺いいたします。本定例議会の初日、知事より報告事項として、東京オリンピックの追加種目候補について、本県を開催地に選定いただきたく組織委員会に要望したと報告がありました。そこで、フランスの同時テロや、国内では靖国神社トイレ爆発など、国内外でテロが懸念される中で、本県のテロ防止対策にどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 警察では、来年の伊勢志摩サミット、2020年のオリンピック・パラリンピック開催も控えておりますことから、テロ関連情報の収集、空港・港湾等の関係機関と連携した水際対策、重要施設、公共交通機関、大規模集客施設等の管理者と連携した警戒強化などのテロ防止対策を、本県警察を含め全国警察一丸となって推進しております。なお、テロを未然に防止するためには、民間事業者や地域住民の皆様等と緊密に連携し、官民が一体となったテロ対策を推進することが不可欠であります。今後とも、テロ防止に対する県民の皆様のお理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○有岡浩一議員 今、本部長のほうから、テロ対策に対する考え方、取り組みを報告いただきましたが、再度、知事に政治姿勢としてお伺いいたします。今月27日には、大分県で、重要国際港湾の水際対策として、危機管理を強化するための合同テロ対策訓練等が大分港フェリーターミナルで行われています。このような準備を進めているわけですが、本県において知事が目指される東京オリンピック種目誘致において、まずは、来年8月の国際オリンピック

委員会の総会で正式決定されることが前提であります。世界的なイベントを受け入れるだけの覚悟が知事におありなのか、再度お尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 県ではこれまで、女子野球のワールドカップやプロサーフィンの世界大会を開催するなど、世界的スポーツイベントの実績がありまして、本県で開催地としてのポテンシャルは非常に高いものがあると考えております。そのような中で、幾つかの競技種目について東京以外での開催という考え方もあるようでありまして、私としましては、東京オリンピック・パラリンピックに宮崎ならではの貢献をしたいという思いと、「スポーツの聖地みやぎ」を国内外に向けてアピールしたいという思いから、追加種目の開催地として名乗りを上げたところであります。本県での開催が決定すれば、スポーツランドみやぎのますますの発展が期待されること、また、本県ブランド力向上に大きく貢献しますことから、私が先頭に立ち、開催実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、関係部局を含めて、また宮崎県出身者も含めて、いろんなパイプを使いながら誘致に取り組んでいただきたい。知事の本気度を、これを一つの契機として取り組んでいただければありがたいと思っております。

次に、2番目の質問に入らせていただきますが、県統合型GIS・統合型地理情報システムについてであります。

総務省において、平成11年度から、統合型GISの整備に対する財政支援措置が新設されています。平成25年4月現在、都道府県では導入率40.4%となっており、市区町村でも進んでおります。先進県の取り組みを見ますと、岡山県

や岐阜県の例として、オリジナルマップ機能があり、幅広く活用されています。宮崎市においても、3段階の利用法とセキュリティーで全庁的に利用できる仕組みをつくっています。

まず、GISは、地図上に施設等の情報が管理され、確認できることで、わかりやすく、事務作業の効率化が図れます。次に、統合型について説明いたしますが、昔、学校や講習会等に使っていたOHP（オーバーヘッドプロジェクター）の装置に載せていた透明のシートに当たるものを、GISではレイヤーと呼びますが、そのシートに書かれた内容がスクリーンに映し出される仕組みと同じように、GISでは何枚ものレイヤーの情報を積み重ねることができ、地図上で一つになって表示される仕組みを統合型と呼びます。そこで、総合政策部長に、本県における統合型地理情報システムのメリット・デメリットをどう捉えておられるのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 統合型地理情報システムのメリットは、部局をまたがる複数の所属において、容易に情報共有ができるという点であります。例えば、ある一つの小学校が、教育機関としての役割だけでなく、避難所としての役割も担っていることなど、同一の施設が異なる役割を持っているという情報を地図上で重ねて見ることができ、福祉の情報と防災の情報を重ねることで、新たな視点で要介助者の安全対策を検討することができるなど、既存のデータの有効な利活用が期待されます。一方、デメリットについてですが、専門性が高く、複雑なデータ処理を要する業務などでは、統合型に向かないものもあることや、統合型には限りませんが、一般的に地理情報システムはコストが高いということが挙げら

れます。

○有岡浩一議員 ただいまメリット・デメリットのお話がありましたが、デメリットの部分でのコストの関係でございます。まず、財源的には、地域情報化推進事業、これは総務省にありますが、特別交付税措置として、導入に必要な共用空間データ整備費等が措置されています。このような事業を組み合わせながら取り組むことが必要だと考えております。そこで、再度質問いたしますが、県として、まず可能なところから統合型地理情報システムに取り組むべき時期と考えますが、部長の見解をお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 平成24年度に、県で導入している地理情報システム相互の統合可能性について調査を実施しましたが、森林計画や農地整備を初めとする既存のシステムについては、それぞれ専門性が高いため、統合にはなじまないと判断したところですが、しかしながら、これまで地理情報システムを導入していない観光や福祉、教育など、さまざまな情報を地図上で重ね合わせることで、県民サービスの向上や業務効率の向上などが期待できる分野もありますので、技術の進歩によるコスト面での課題克服等も視野に入れ、新たな利活用について、可能なところから検討していきたいと考えております。

○有岡浩一議員 統合型地理情報システムの効率的な導入と利用範囲の拡大について、職員の皆さんのためでもあります、県民の皆さんのためでもあります。ぜひ積極的な取り組みを期待いたします。

次に、3番目の自転車保険加入促進についてであります。

兵庫県では、本年4月1日より、「自転車の

安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行し、10月1日からは、自転車損害賠償保険等への加入を義務づけ、自転車小売業者等には加入の確認を義務づけております。幼児期から高齢者まで幅広く利用する車です。近年の自転車事故の賠償では9,000万円を超える賠償命令が出されています。本年6月1日からの改正道路交通法の施行に伴い、さらなる安全対策として自転車の保険加入を促進していくべきと考えますが、総合政策部長に、現状と取り組みについてお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 昨年の県内における自転車事故発生件数は、全交通事故の約12%を占めており、その年代別の割合は、中・高校生が約4割、高齢者が約2割となっております。こうした中、県内の全日制の県立高校では、全ての生徒が自転車事故の賠償にも対応可能な総合補償制度に加入しているほか、一部の小中学校においても、保険加入が推奨されていると聞いております。県としましては、知事を本部長とする宮崎県交通安全対策推進本部において、5月の自転車マナーアップ強化月間や交通安全運動の中で、自転車保険制度の普及啓発を含む自転車事故の防止に取り組んでおり、今後とも保険加入の促進に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 オランダを訪問したときですが、歩道、自転車専用道、車道と確かに整備されておりました。しかし、実際に歩道を歩きながら、車道を横断しようとする、後ろの自転車に気づかないという、事故はどのような整備をしても起こる可能性があると感じております。オランダでは、盗難保険に加え、損害賠償保険加入のニーズが高いようであります。本県においても、宮崎県警察で、自転車盗難を抑止

するための施策の一つとして、「思いやりロック」の歌を作戦として取り組んでいらっしゃるようですが、ぜひ第2弾として、保険加入を奨励する歌、幼児から高齢者まで受けるようなものを検討いただければと考えたところであります。

次に、4番目の質問に入らせていただきます。危機管理統括監に、消防団員確保についてお伺いいたします。

市町村消防団員定数1万6,002人に対し、団員数の現状と、本県が作成している消防団広報紙の目的と活用方法についてお伺いいたします。

○危機管理統括監（金丸政保君） 本県の消防団員数は、本年4月1日現在で1万4,829名となっております。減少傾向が続いております。このため県では、消防団員の加入促進を行い、消防団活動の活性化に資することを目的とし、平成24年度から広報紙を作成しております。広報紙は、毎年2回、各3,000部を作成し、市町村を通じまして消防団に配布し、各消防団が消防団員確保に活用しております。また、今年度は新たに、消防団の年間行事や団員の体験談を掲載しました消防団員募集のチラシを5万部作成することとしており、高校生以上の若者に対して配布し、加入促進を図りたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいま、消防団員募集のチラシを5万部、高校生以上の若者に対して配るということでした。これは私自身の経験からでございますが、消防団や青年団、商工会青年部など、若いときに経験させていただいたことは大変貴重なものでございました。男女を問わず、ぜひ地域活動に参加できる土壌として、また大切なコミュニティーの場として、消防団活動のさらなる活性化を期待するものです。そこ

で、消防団において、一度退団した団員に再入団していただくなど、OBや女性団員の活用の取り組みについて、再度、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（金丸政保君） まず、OB団員についてでございますが、県内の6つの市町村におきまして、定年等により一度退団された方々を、平日の昼間の消火活動や若手団員の教育などの特定の活動を行っていただくため、再度、消防団員として採用しております。次に、女性消防団員につきましては、本年4月1日現在で321名となっており、増加傾向にあります。活動内容といたしましては、各地域において応急手当の講習を行ったり、高齢者世帯を訪問して火災予防の指導を行っております。また、昨年度から、女性団員の士気高揚と加入促進を目的といたしまして、女性消防団員活性化大会を開催するなどの取り組みが行われております。今後とも、市町村に対しまして、OB団員や女性団員の活用について働きかけるとともに、先ほども申し上げましたとおり、若い方々の消防団加入促進につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 若いときの経験は将来の大きな財産でございます。こういう経験の場を——消防団というのが現在、唯一取り組まれている大きな組織だと感じておりますので、この取り組みをもっともっと広げていただくことを切に要望しておきたいと思っております。

次に、5番目になりますが、マダニ対策についてであります。

先月、知り合いがマダニによる感染症で亡くなられました。畑仕事や近くの山や川に出かけられていた元気な方の突然の訃報に驚いて、尋ねてみると、原因がマダニによる重症熱性血小

板減少症候群であって、どうにもならなかったと聞きました。そこで、本県における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の発生状況と対策について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は、日本国内では、平成25年に初めて患者が発見されました、マダニが媒介する感染症でありまして、11月20日までの国の集計によりますと、全国で170件の報告がなされております。県内では27件の報告があり、そのうち死亡事例が9件となっております。SFTSに対しましては、現在のところ、有効な治療法が確立されていないため、マダニにかまれないようにすることが重要であります。マダニは、山林だけではなく、畑、あぜ道、河川敷など、ふだん生活している場所周辺でも生息しており、患者も年間を通して発生しております。このため県では、広く県民に対し、テレビ、新聞、ホームページ等を通じまして、やぶや草むらに入る場合には肌の露出を少なくするなど、注意喚起を行っているところでございます。

○有岡浩一議員 ただいま報告いただいたように、自己防衛でマダニにかまれないということが一番だと。要するに、ワクチン等のそういった特効薬がないわけですし、かまれたことに気づかずに、発熱や消化器症状が出たときには病院を受診することになるわけです。そのとき、医師が、患者がSFTSであることを早期に診断できるように、県としてどのような取り組みを行っているのか、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） SFTSは、新たに発見された疾患であり、かつ、まれな疾患でありますことから、医師がSFTSを的確

に診断できるようにするため、県では、専門家を招いて医療機関に対する研修会を開催し、SFTSの臨床的特徴などの情報提供を行っております。また、医師が診断を行う上で、マダニにかまれたことが重要な情報となりますことから、県民の方々には、医療機関を受診した場合には、山などに行ったことやマダニにかまれたことを医師に伝えるよう、周知しているところでもあります。さらに、SFTSの診断を確定するためには、県の衛生環境研究所において検査を行う必要がありますことから、県では、医師がSFTSを疑う場合にはスムーズに検査が行えるよう、医療機関との連携を図っているところでもあります。

○有岡浩一議員 SFTSの場合は、ウイルスを保有しているマダニにかまれた後に、6日から2週間程度の潜伏期間を経て、主に発熱、消化器症状（食欲低下とか吐き気、下痢、腹痛など）があらわれるとあります。これは県民に当然知らせるべきですし、場合によっては、観光で来られた皆さん方も潜伏期間を経ているということもあります。ですから、常にこの情報を把握できるような体制を整えていただくようお願いいたします。

次に、6番目の質問に移らせていただきますが、TPP対策について農政水産部長にお伺いいたします。

全国和牛能力共進会3連覇を目標に畜産振興に取り組む中で、よく言われているのが、優良雌牛の保留対策であります。現在の取り組みと今後の目標についてお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県の繁殖雌牛頭数は、農家の高齢化に伴う離農等により、平成21年以降、減少傾向にありまして、現在は7万5,800頭となっております。このため、昨

年、県内9つの地域で「人・牛プラン」を策定し、繁殖雌牛8万頭を目標に、関連する施策を現在推進しているところであります。このうち、優良雌牛の保留につきましては、県の種畜再生対策基金事業や国の肉用牛経営安定対策補完事業も活用しながら、優良雌牛の増頭・保留に努めているところであります。県といたしましては、今後とも、国に対し、事業の充実や財源確保について強く要望してまいりますとともに、本県肉用牛の改良や農家所得の向上にもつながるよう、優良雌牛の確保に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 各畜産県は雌牛の保留事業に取り組んでいるようですし、全国共進会でグランプリをとる宮崎県です。宮崎県としても本腰を入れて保留対策をやる。そのことが今後、海外へ農畜産物、特に和牛を売るための大きな基礎になると考えておりますので、ぜひともこの事業につきましては国に要望し、また、本県としての強い姿勢を示していただきたいと思っております。

また、関連しまして、2番目の質問をさせていただきますが、生産コスト削減の観点からも、飼料作物としてWCSへの取り組みが必要と考えていますが、現状について、再度、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） WCS（稲発酵粗飼料）につきましては、「水田活用の直接支払交付金」の交付単価が、10アール当たり定額の8万円となっていることや、畜産県である本県には確実な需要があることから、その作付面積は年々増加し、本年度は、水田面積の約2割を占めます5,800ヘクタールにまで拡大するなど、本県の水田農業の振興を図る上で重要な品目の一つとなっております。また、畜産農家に

おきましても、重要な飼料作物として、今やなくてはならないものとなっておりますので、県といたしましては、引き続き、制度の継続と交付金単価の維持が図られるように、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 多面的機能を有する水田農業の振興として、さらにT P P対策の一つとして、直接支払交付金の維持を強く要望いたします。

次に、攻めの農業の視点から、輸出を初め、国内外での有利販売につながると期待されるグローバルギャップについてお伺いいたします。平成25年11月、2年前にグローバルギャップツアーが本県で開催され、環境保全・食の安全・労働者の安全など、定められた基準に基づいて生産工程を客観的に確認する制度で、生産者と消費者をつなぐ共通の言語であります。今後、輸出の拡大など攻めの農業の一つの方策として、グローバルギャップの認証を進めることもT P P対策として検討すべきと考えますが、農政水産部長に御所見をお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農産物の輸出拡大や有利販売を図る上で、特にE Uへの輸出に際しましては、グローバルギャップの認証取得が求められる事例もありますことから、県といたしましては、農業者が取引先からの求めに応じてグローバルギャップを取得できる環境づくりを進めているところであります。具体的には、グローバルギャップのベースとなります生産工程管理の手順や手法をマニュアル化するなど、農業者への啓発・普及に取り組んでいるところであります。現在、本県におきましては、輸出の意向のある農業者を中心に、9つの経営体が認証を取得されておりますが、今後とも、グローバルギャップを必要とする農業者を対象

に、制度の周知や取得の手續等のサポートを行ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 このグローバルギャップもそうですし、有機栽培、対外的に、また海外進出を目指すためにも、ぜひ、このような認証制度というものを確立し、また、これに後押しを行政側からもしていただきながら、攻めの農業というものを本腰を入れてやっていただくことを強く要望したいと思います。

次に、7番目の再生林の推進と遺贈寄附についてであります。

中部農林振興局管内の宮崎市、国富町、綾町の再生林の現状をお尋ねしたいと思います。これは環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 中部農林振興局管内の宮崎市、国富町、綾町に提出のあった森林法に基づきます伐採届出書によりますと、伐採面積の合計は、平成26年度では約400ヘクタールでございます。このうち、2年以内に再生林が計画されているものは、約200ヘクタールとなっております。このような中で、平成27年、本年春に中部管内で行われました造林面積は、約100ヘクタールとなっている状況です。本県の森林・林業長期計画では、県全体の再生林率を75%として目標値を設定していることから、中部管内のこのような状況は、大きな課題だと認識しているところでございます。

○有岡浩一議員 今、部長のほうから報告いただきましたが、75%を目標にしているということで、以前、本県の再生林率は80%と伺ってまいりました。県北、さらには県南、地域によって再生林率が高いところがあるわけでしょうが、少なくともこの中部管内におきましては、大変再生林率が低いと言わざるを得ません。再生林が、公益的機能が守られていないという現状、

さらには、地域住民を初め多くの方から、植栽がされていない荒れ果てた山を見て不安や不満の声が多く聞かれております。そこで、なぜ再造林が進まないのか、中部地区の理由を再度お尋ねいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 中部農林振興局管内では、1人当たりの森林の平均所有規模が1.3ヘクタールということで、これは県平均の3.0ヘクタールと比較しますと、半分以下の小規模の所有となっている状況でございます。このため、施業の集約化や路網の整備等によるコストの削減が困難になっておりまして、そのために林業採算性が低く、林業経営に対する意欲が低下していることなどが理由であると考えているところであります。

○有岡浩一議員 以前、里山資本主義という講演を伺いましたが、中部地区管内において、この里山資本主義という考え方がどの程度理解されているのか、大変危惧しております。林業経営という意識を持たない地主がふえる中、林地の集約化や公益的機能を維持するためには、管理放棄地となる民有林の対策の一つとして、新しい表現で提案いたしますが、遺贈寄附というものがございます。遺贈寄附というもののわかりやすい事例として、全国的に知られているのが「あしなが育英会」で、2014年度募金実績46億5,590万円、累計637億6,617万円で、そのうち遺贈寄附は、累計約8.4%の53億7,200万円強と、近年さらに増えています。

ある推計調査によると、高齢者の24%が財産の一部を社会に還元したいという調査もあります。昨年は、元県庁職員で高岡町出身の先輩から、地元中学校にタブレット・周辺機器一式を寄附していただいております。今後、遺贈寄附など、環境や文化の継承、子育てなど次の世代

のための寄附文化を醸成することも大きな課題であります。さらに、遺贈寄附という形で管理し、公益的機能を保つための森林を守るといふ、これも大きな課題でございます。そういった取り組みを今から研究し、広く周知する、そういう時期に来ていると思っております。林家の活動の盛んな地域は必要ありません。しかし、山を守れない、放棄される方々がいらっしやるといふ事実、これをしっかりと受けとめて何らかの対策をとる。そのための一つとして遺贈寄附というものを提案させていただきたいと思っております。

そこで、先ほどの中部地区の課題について申し上げますが、再造林率を上げるための対策としてどのようなことができるのか、どのようなことをやろうとしているのか、再度、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 中部農林振興局管内では、先ほど申しましたように、再造林率が低いということで、特に森林所有者の意識を高めるための普及啓発、伐採パトロールによる指導、こういったことを徹底しますとともに、林業事業体に対しましては、再造林に支障となる枝葉の整理や林地保全に配慮した作業道の開設等について、さらに指導を強化してまいりたいと考えております。また、現在、小さな面積で分散している森林がたくさんございましたので、そういったところにつきましては、森林組合による施業受託を促進し、効率的な施業を進めるとともに、公益上重要な森林につきましては、森林環境税を活用した広葉樹の植栽や、市町村による公有林化に対する支援を行っているところでございます。さらに、伐ったら、すぐ植える一貫作業システムの推進や、企業の資金を活用した分収方式による再造林にも

取り組むこととしております。

再造林対策は、資源循環型林業の確立や災害防止の観点などから大変重要でございますので、市町村や森林組合等と連携を図りながら、これらの対策に危機感を持って取り組み、中部農林振興局管内の再造林率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 再造林率を上げるためには、今モデルとしてやっていらっしゃる一貫作業システム、こういったものを常在化していくような強いリーダーシップをとっていただくことを、強く要望しておきたいと思っております。

次に、最後の質問になりますが、8番目の質問でございます。一人一役運動について、教育長にお伺いいたします。

まず、2巡目の国民体育大会開催は、県民の誇りや自信を向上させる場になると期待するものです。そこでまず、教育長に、国民体育大会の開催意義について御所見をお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 宮崎で国体を開催する意義につきましてですが、国民体育大会の開催は、トップアスリートの発掘・育成などの選手強化はもちろんのことではありますが、県民の皆様お一人お一人の健康増進などの観点も含め、スポーツの幅広い普及・発展など、スポーツ文化の醸成に寄与するものであると考えております。

また、本県の豊かな自然や文化、温かい県民性など、宮崎の魅力を全国に発信するチャンスであり、全国の皆様方に「みやざき応援団」になっていただく絶好の機会になると考えております。さらに、県民の皆様にもさまざまな立場で国体に携わっていただき、宮崎県民としての誇りや自信を実感される機会にもなろうと思

います。このようなことから、地域や県民のきずなが深まることにもつながっていくなど、さまざまな意義があると考えているところであります。

○有岡浩一議員 今、国体の開催の意義についての考え方を教育長からいただきましたし、「みやざき応援団」ということで、全国にファンを広げたいというお話も伺いました。

2巡目の国体に取り組む中で、今、私自身が携わって危惧しておりますのは、競技役員体制であります。ふるさと宮崎国体のときのスタッフ、さらには高校総体当時のメンバーが役員として今活躍しておりますが、かなり高齢化しております。これがあと11年後、どういう体制になるのか、大変危惧しておりますし、若手の育成が求められておりますし、国体準備委員会設立前には、各団体の実態をまず把握し、対策を持った上で準備委員会の設立をお願いしていきたいと思っております。

そこで、2巡目の国体は、全ての県民が携わる大会にすべきと考えますが、教育長の考えを再度お伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 選手、役員、いろんな若手を含めた県民の皆さんを活用しての国体ということではありますが、私は、高校生がかかわった2つの大会のことを今考えながらここに立っております。「過ぎたるはみな懐かしきさればいま今日という日をたじろがずあれ」、これは04総体、インターハイのときに、南順子さんという挨拶をしてくれた子が、私はこの役だということ、高岡町出身の白糸たえさんという方の歌を引用して全国の仲間にエールを送ってくれました。そのとき、一人一役ということ、裏方で支えてくれる子供もおれば、誘導してくれる子供もおる。

それから、5年前の22年の全国高校総合文化祭のときもそうでした。口蹄疫で、開催するか非常に悩んだ。しかし、やってよかったと思う大会ですが、あのときも、高校生が「おもてなし委員会」というのを結成してくれまして、先頭に立って県民の皆さんと一緒に県外からのお客さんを迎えてくれました。

今考えてみると、やっぱりその大会大会で、それぞれの県民の方々に応援をいただいた。青島太平洋マラソンでも、高校生がいっぱいボランティアで活躍してくれております。大会事務局に聞くと、直近では2,650人の高校生が裏方として応援してくれている。きっと、こういう若い力、そして県民の皆さんの力を結集していけば、いい大会にできると考えております。

昭和54年の宮崎国体でもそうでした。「日本のふるさと宮崎国体県民運動」を展開し、多くの県民の皆様が、運営ボランティアや地域レクリエーション活動などへ参加していただくとともに、県外選手団や観光客へのおもてなしをいただくなど、県民一丸となって大会を盛り上げていただきました。

2巡目国体におきましても、競技運営はもとより、全ての県民の皆さんが、スポーツをする、スポーツを見る、スポーツを支える、さらには、宮崎の魅力を全国へ伝えるメッセンジャーとして発信するなど、さまざまな立場で国体に携わっていただき、県民総参加型の宮崎らしさあふれる大会にすることで、県民の皆様お一人お一人の心に残る大会にぜひしていきたいと考えております。

○有岡浩一議員 高校総体のときの一人一役のお話もしていただきまして、ありがとうございます。

先日、静岡県のこのはなアリーナを見に行き

ました。木をふんだんに使った施設で大変立派です。そして、こういう施設が欲しいなという気持ちもあります。しかし、そういった施設をつくる前に、まず県民みんなが心一つにして、国体を迎えよう、整備をしようと、みんながそういう方向を向くような仕掛けをしていくことが、成功の大きな力になると思っております。

スポーツをする方もそうですが、しない方も、文化活動または沿道美化、自分ができることをやっていく、そういう文化をつくるためにこの国体はあると私は考えております。そういった県民一人一役を推進するための取り組みをさらに広げていただくことをお願いしたいと思っております。

ここで、先ほどの野田先生のお話をもう少しさせていただきたいと思いますが、道德の授業で、グローバルとローカルについて話をされております。まず、遠心力と求心力のバランスが大切なこと。経済を初め、交通・通信などグローバル化が進む。しかし、グローバル化が進むという現象は遠心力であり、同じように求心力が働かなければならないという、大変抽象的な言葉でわかりづらいですが、要は、これからグローバル化する反面、さらにさらにローカル化、地方化という作用が必要だと言われております。ローカル化とグローバル化のバランスがとれてこそ、経済も社会も安定するという意味でございます。これから我々は、TPPを含め、グローバル化する社会に突入する中で、もう一度ローカル化というものをしっかりと植えていく、そういう文化が必要でございます。ふるさとや自分の住んでいる町のよさを見直し、好きになる。ローカル化の具体例は郷土愛だということを、先生はおっしゃっております。

す。郷土愛をつくるための国体、またはこういうイベントに参加することによって育てていく取り組みを期待するわけであります。

そこで、最後の質問になりますけれども、今後、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会、オリンピックなど、ビッグイベントが行われます。大会関係者が頑張っても伝わってこないものがございます。県民挙げてのおもてなし、それも裏表なしのおもてなし、お互いの喜びとなる受け入れ、各部に関連するテーマであります。今日は、観光分野において、ボランティアを初めとする人材育成やおもてなしの機運をどのように醸成していかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） おもてなしの機運の醸成についてでありますけれども、街角で笑顔で挨拶してくれる子供たち、あるいは親切なタクシードライバー、これらに象徴されます温かな県民性、これは「日本のひなた宮崎県」ならではのものであると考えております。これを本県観光の財産としまして、県民一人一人が認識し、おもてなしの心を形にあらわして、観光客のさらなる満足度向上につなげることが大事であろうと考えております。このため県では、宮崎県観光振興計画において、県民総参加による「みやざき流おもてなし文化」の醸成を掲げまして、本県の歴史・風土などへの理解を通して、県民が主体となったおもてなしの実践へとつなげるために、観光ボランティアの育成・支援、「神話のふるさと県民大学」の開催、民間と連携した「みやざき観光・文化検定」の普及促進等に取り組んでいるところでございます。

今後とも、こういった取り組みに合わせまして、「日本のひなた宮崎県」に込めました「ひ

なたのチカラ」、例えば、人の心を温かくするあるいは元気にする、あるいはゆったりとした時間をつくる、そういう「ひなたのチカラ」を観光客の方々に感じていただけるように、本県ならではのおもてなしの文化の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。

「日本のひなた宮崎県」をこれからも広く県民に浸透させ、そして、国内国外にアピールしていく。そういうきっかけづくりが今後広がっていくだろうと期待しております。

地元のお話を1つだけさせていただきますが、第25回全国花のまちづくりコンクールで、地元の一里山地区ふるさとづくり推進協議会が、シバザクラの生産から植栽・管理まで全て地域ぐるみで取り組み、今回の団体部門で優秀賞に輝いております。地元ですので、よく足を運ぶんですが、地域の皆さんが自分ができることを一つ一つ積み重ねた結果、このような賞をいただけたし、そして、皆さんの方の誇りとなっております。何も無い地域にそういう誇りができることによって地域の輪が広がります。全員が参画するまでにはまだなっておりません。しかし、みんなが参加しやすい土壌ができ、その地域の核ができ、輪が広がったという一つの事例だと思っております。できないことを考えるんじゃなくて、まず自分が今できることからスタートする。そういうことを県民の一人一人に期待し、郷土愛のもと、きずなを実感できる取り組みを今後期待いたします。

また、私自身も県民の一人として、そのための役割をしっかりと果たしながら努力することを申し上げまして、時間が残っておりますが、私の一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○中野廣明副議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 傍聴席の皆さん、いつも県政に高い関心を持っていただき、本当にありがとうございます。感謝いたします。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

アベノミクスの柱だった円安・株高は、中国経済の不調で下がり、量的緩和もままならず、第三の矢として打ち出した成長戦略は、一向に始動していません。もちろん御承知のとおり、地方はアベノミクスの効果など実感できていません。そんな中、アベノミクスの破綻がささやかれ始めると、第3次安倍内閣の発足とともに一億総活躍社会が叫ばれ、大臣まで就任されるという事態となりました。また、これに先立って公表されたアベノミクス新三本の矢では、出生率1.8、介護離職ゼロ、GDP600兆円の3つがうたわれています。知事へ、一億総活躍社会をどう理解し、受けとめられているのか、お伺いいたします。

次に、TPPの宮崎県農業への影響についてお尋ねいたします。政府は、国会で決議した主要5品目は聖域として守ると言明していました。これまでのTPP説明会で、本県選出国會議員全員が陳謝したように、国会決議は守られていないようです。TPP協定が今後批准されるまでには、参加国のさまざまな課題も報道されており、大筋合意イコール協定発効というわけではありませんが、一つの現実的な危機として捉えておく必要があります。また、政府が発表するTPP協定の影響も、限定的と表現しながらも、長期的には不透明という品目が多く、今後発表される対策は、本当に本県の産業振興・経済活性化施策として機能していくのか、継

続的な審判が必要であると強く感じています。知事のお考えをお伺いいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

まず、一億総活躍社会についてであります。一億総活躍社会は、我が国の少子高齢化に歯止めをかけ、5年後も人口1億人を維持するとともに、誰もが家庭や職場、地域で生きがいを持って、充実した生活を送ることができる社会を目指すものと理解しております。一億総活躍社会を実現する上では、人口減少対策が重要であり、本県のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、産業振興や雇用の確保による社会減の抑制、女性や高齢者の活躍促進などに取り組むこととしているところであります。

一億総活躍社会の実現に向けた具体的な国のプランは、現在、有識者会議において検討されておりまして、先週、緊急に実施すべき対策も公表されたところであります。本県としましては、それらの内容を見きわめながら、本格的な実行段階を迎える地方創生の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

次に、TPPについてであります。担い手の減少や急速な高齢化の進展など、構造的な課題を抱える中、今回のTPP協定交渉の大筋合意により、本県農業を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えることになると考えております。このため、TPP協定に関しましては、国に対し、セーフティーネットや生産体制の強化など、必要な施策について要望を行ったところでありますが、先日策定された「総合的なTPP関連政策大綱」にその多くが盛り込まれたところでありまして、今後、国の対策などを十分に

活用しながら、必要な対策を実施してまいりたいと考えております。

今後とも、本県の農家が夢と希望を持って農業に取り組んでいくことができるよう、農家の所得確保を基本としまして、生産力の向上、販売力の強化、人財の育成を柱とした施策を展開することによりまして、本県農業の構造改革に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 ありがとうございます。安倍総理によりますと、TPPは国家百年の計だそうです。その割には、アトランタで日本が何を交渉しているのか、結局伝わってこないままでした。TPPについて安倍総理は、初めから国民へ目先をごまかすようなことはせず、TPPは国家百年の計であるとの決意と説明責任を全うされるべきだったと怒りをもちます。

また、アベノミクス新三本の矢ですが、まず出生率1.8の達成には、非正規や長時間労働の多い子育て世代の若者の労働条件の改善が必要です。ところが、安倍政権では、労働者派遣法の改正や高度プロフェッショナル制度といった、賃下げと長時間労働を促す労働政策がめじろ押しです。

また、介護離職ゼロのためには、介護労働者の待遇改善が不可欠であることは御承知のとおりですが、介護報酬が今年度から引き下げられ、現場ではやめる人が後を絶たず、まともな介護担当者が育たないとの声が聞かれます。

さらに、GDPの増加には、付加価値の高い新しい産業創出のための研究、教育費への公的支援の資金の投入が必要との指摘があります。また、GDPの上昇には、賃金の上昇による消費回復が必要であることは、総理みずから発言・要請されているので明らかですが、労働法の

改定を進め、派遣労働者がふえることとなれば、逆行し、矛盾していると言わざるを得ません。

つまり、どの課題の解決にも一般の働く方々にお金が回る政策が必要なのですが、防衛費の増加や法人税減税のためにはなかなか難しく、したがって、新三本の矢は、効果が出るとは思えません。そこで、一億総活躍でやる気ムード、イメージで乗り切ろうとの作戦ができ上がったようです。

安倍総理は、改造内閣発足に伴う会見で、「高齢者も若者も、女性も男性も、難病や障がいのある方も、誰もが今よりももう一歩前に踏み出すことができる社会をつくります。一億総活躍という輝かしい未来を切り開くため、安倍内閣は新しい挑戦を始めます。新しい三本の矢を力強く放ち、そのための強固な体制を整えることができた」と語られています。行政のサポートで国民隔々へ手が届くNPOへの支援等も放り出しておきながら、新三本の矢はさきに述べましたありさまで、何も強固な体制など整えられていないのに、「整えた」と言い切れる厚かましき国のリーダーには、本当に驚かされます。

私は、人口減少の中で強い地方づくりに励む、河野知事の「真の地方創生を実現する「みやざきモデル」」を良として支持していますし、また、宮崎県農業を成長産業への道筋も支持しています。知事には、県民を目先のおいしい話で振り回すより、少々難しいことでも、ともに乗り切っていこうと訴えることのできる毅然としたリーダーとして、県民の先頭を務めていただくことを望んでいます。

次に質問ですが、「第18回全国農業担い手サミット in みやざき」についてお尋ねいたしま

す。担い手サミットの開催に携わられた多くの方々に、本当にお礼を申し上げたいと思います。農業を取り巻く環境は厳しいものがあるにもかかわらず、今回のサミットは力強いエネルギーが伝わるもので、私は、宮崎県が掲げる農業改革への道筋を実感でき、今も興奮冷めやらぬ状態にあります。

ただ、28日、宮日の記事でも明らかなように、本県農業人口1万2,329人減少、そして、30年でそれが6割を超したと言われていています。そしてまた、耕作放棄地の面積は5,020ヘクタールで、5年間で342ヘクタールふえた。中でも、農業をしていない土地持ち非農家の所有面積は2,218ヘクタールで、前回調査より350ヘクタール増加しており、担い手への農地継承が進んでいない状況が裏づけられたと、宮日の11月28日の記事ですが、それを読みました。この現状を見て、全国農業担い手サミットの成果と農業の成長産業化に向けた人材育成の考え方について、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 私は、全国農業担い手サミットに参加しまして、本県の担い手や農業技術のポテンシャルの高さに改めて感銘を受けました。また、担い手メッセージなど、若手や女性農業者の頑張りも印象に残る大変すばらしい大会であったと考えております。

特に都城農業高校、興梠君のメッセージは、本当に聞いていて、うるっとくるものがありました。大いに感動を与えたようで、皇太子殿下からも「よい大会でした」というお褒めの言葉をいただいたわけではありますが、本大会では、大会実行委員長を先頭に、各地域の実行委員会の皆さんが一丸となってスクラムを組んで、大会を大成功に導いていただいたところであります。大会準備を通して、農家の皆さん自身が大

いに成長したものと考えておまして、このことが大会開催の大きな成果であると考えておるところであります。

このような成功体験が、自信を生み、さらなる営農意欲の肥やしとなり、本県農業を支える経営者として、大きく羽ばたいていただけるものと確信したところであります。私も今回の感動を胸に、活躍いただいた担い手の皆さん方と一緒に、引き続き、本県農業の成長産業化の原動力となる経営者の育成に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 本年2月議会において知事は、2期目の県政運営に関し、「みずからが先頭に立ち、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を実現するため、人口減少などの新たなテーマへの果敢な挑戦と迅速な決断を軸に、構想力と実行力を持って一つ一つ誠実に実行し、県民に信頼される県政を推進する」と所信を述べられています。

また、具体的に、分野横断の重点政策として、「「人口減少社会」に向けた宮崎からの挑戦」「「くらしの豊かさ日本一」への挑戦」「みやざき流おもてなし文化の醸成」「防災・危機管理能力の強化と将来に向けた社会基盤づくり」の4点を挙げられており、分野ごとの重点政策として、「人財づくり」「産業・雇用づくり」「豊かなくらしづくり」の3点に取り組むとされています。私は、2期目における知事の所信表明を好感を持って受けとめています。揺るぎない宮崎県の自立を確立するには、「人財づくり」が重要です。「人財づくり」に対する知事の思いをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県は置県130年を経たわけではありますが、過去を振り返りますと、ここまでの宮崎を築いた原動力の大きな要素は

「人」であろうかと、「人財づくり」の重要性に思いをいたしたところでもあります。また、人口減少や経済のグローバル化などが急速に進む中で、希望のある未来を築いていくための最大の財産も「人」であろうかと考えております。これからの地域づくりにおきましては、広い視野を持ち、新しい時代に対応した社会を創造できる人財というものが、ますます重要になると考えております。

このため、平成26年度には、20億円規模の「みやざき人財づくり基金」を設置しますとともに、本年7月に策定した県総合計画「アクションプラン」におきましても、地域を支える人財の育成やイノベーションを担う人財の育成、女性や高齢者等の活躍促進などを柱に据えたところでもあります。今後とも、将来を託す子供たちや産業や地域を牽引するリーダー、あらゆる分野で活躍する女性や高齢者など、グローバルな視野と挑戦する気概を持ち、宮崎の新時代を切り開いていく「人財づくり」にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、ここで商工観光労働部長にお尋ねしたいんですが、県内就職した若者の早期離職を防止するために、県はどのように取り組んでおられるのか。ここは私の一番懸念するところですので、お答え願いたいと思います。

○商工観光労働部長（永山英也君） 本県は、若者の早期離職が高い状況にあります。早期離職は、企業にとっては、せっかく育てた人材を失うこととなります。また、若者にとりましても、その後のキャリアにマイナスとなる可能性があり、その防止を図ることは大変重要な課題であると考えております。離職の理由としては、働いてみると仕事が合わなかった、あるいは

は職場の人間関係等の理由が多く、また小規模な企業ほど離職率が高い傾向がございます。

このため県としましては、まず、就職前においては、教育委員会とも連携しまして、若者が企業をしっかりと理解した上で就職できるよう、情報提供やマッチングを行っております。また、就職後におきましても、職場定着支援員を配置しまして、職場改善のためのアドバイスを行っており、今年度は10月末現在で延べ479社を訪問しております。あわせて、若手社員向けの研修、あるいは中堅管理職向けの研修にも取り組んでおります。

さらに今年度は、職場環境の改善を図り、若者等の職場定着促進に効果を上げた企業の例を事例集として取りまとめまして、今後、県内企業に広く紹介することとしております。今後とも、関係機関と連携しながら、若者の早期離職防止対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 大変御苦労かけますが、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、記紀編さん1300年記念事業の成果についてお尋ねしたいと思います。私は、この事業によって地域のお祭りが復活したことなど、大変うれしく思っております。お祭りは、地域のきずなを強くしますし、地域の磨き上げの一助にもなっていると思っています。そして、記紀編さん1300年記念事業の成果をもう一つ、観光を点から面へ広げていくということを推進していくためにも、ストーリー性のある観光へと持って行っていただきたいと思っています。

実は今、私が一番読んでおります本が、「読めば読むほど面白い『古事記』75の神社と神様の物語」、由良弥生さんの本です。これはとてもおもしろくて、75の神社が選んであるんです

けれども、宮崎県は、天岩戸、高千穂、宮崎神宮、青島、鶴戸と、5つ選んでいただいています。九州管内でいえば、5つというのは大変多い神社数で、大変うれしく思っているわけですが、それをしっかりとつなげていくというか、せっかくなさる神社を、どういうふうにしてそれを起点として点を面にしていくのかとか、そういうことの取り組みをしっかりとやっていただいて、記紀編さん1300年記念事業も折り返し地点みたいなところに来ておりますので、今後、観光づくりも含めてそうですけれども、地域づくりのためにも大変活用すべき事業だと思いますが、商工観光労働部長の見解をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 記紀編さん記念事業につきましては、これまで、「神話の源流みやざき」を浸透させるさまざまな取り組みを行ってまいりました。先日、私も、東京の國學院大学で行われました、椎葉の尾前神楽の公演に行っていました。約500名の観衆の方々が、3時間の公演を本当に熱心に見ていただいたところでございます。神楽や神話の世界に人を引きつける大きな力があるということを改めて実感しますとともに、記紀編さん記念事業のさらなるステップアップを図る上で、大きな可能性を感じているところでございます。

神話の世界を身近に感じ、そこに食や自然、地域での触れ合いや体験活動などの地域の観光資源を結びつける新しいスタイルの観光を構築することが、今後のテーマであると考えております。このような考えのもと、市町村職員を交えた研修会や意見交換会を行いながら、神話をテーマとする新たな観光地づくりについて検討を進めているところであり、記紀編さん記念事業の新たな展開として、今後、その具体化

を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ミラノで見ました門外不出の銀鏡神楽、すごくすばらしく、皆さんの心をぐっとつかむ大きな力になったと思っております。記紀編さん1300年記念事業が本当に脈々と続いていけるような事業となるように、これからも、神話と結びつける新しいスタイルの観光を構築することが今後のテーマであるということに伏せた何かがあるのかなと期待をしております。頑張ってくださいと思います。

次に、宮崎県観光を点から面へ広げるのに大いに力を発揮しているのが、私の大好きな道の駅です。道の駅は、宮崎県観光、また農業についても、高い発信基地となっています。北方の「よっちみろ屋」が新しく加わり、宮崎県内の道の駅は17となりました。「北川はゆま」は、北の玄関口といいますか、駐車場が足りないほどの盛況ぶりで、県内道の駅の駅長さんへは、地域の特徴を存分に生かして頑張ってくださいと願っているところです。

東九州自動車道を走っていきますと、ドラマを感じ、私が一番大好きな宮崎県内唯一の上下線集約型の川南パーキングエリアがあります。新燃岳噴火の際に宮崎自動車道に降り積もった火山灰を利用したれんがが敷き詰められておまして、飢肥杉が内壁に使われた情報発信センターがあります。もっと川南パーキングエリアが地域の核となり、地域に開放された施設づくりを目指さなければもったいないなど、再三にわたって申し上げているのですが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（図師雄一君） 高速道路のパーキングエリアなどを活用した観光振興や地域活性化を促進するために、国土交通省では、

地域に開かれた先駆的な取り組みについて、モデル箇所として選定して、総合的に支援する施策を打ち出し、地方公共団体からの提案募集をこの7月より開始したところであります。

これを受けまして、川南町では、川南パーキングエリアに隣接する町有地に、情報発信基地や特産品などの販売施設を整備しますとともに、パーキングエリアからの出入りを自由にすることで、川南パーキングエリアが地域の核となって、地域振興を推進するという企画の提案書を9月に提出したところであります。県といたしましては、今後とも、川南町との連携を密に図りながら、川南パーキングエリアがさらなる地域の活性化に向けた拠点となるよう、積極的に協力してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 大変ありがとうございます。ぜひこれを実現させるためにも、県としても一生懸命頑張りたいと思います。ドライブマップを見てみますと、本当に行ってみようかな、動いてみようかなという気持ちにさせられるものがありますので、こういう道の駅とかサービスエリア、パーキングエリアを活用しながら、これからの観光を発展させていけるといいなと思っています。

私は委員会で「JRおおいたシティ」に行っただんですが、私のところの宮崎駅もこうなるといいのになと、実はちょっとうらやましく思いました。ただ、そこばかり言うてはいただけませんので、宮崎の玄関口としてのJR宮崎駅の利便性向上に、今、県はどのように取り組んでおられるのかお尋ねします。

○総合政策部長(茂 雄二君) 平成25年に開業100周年を迎えたJR宮崎駅は、県内外から多くの方々が訪れる宮崎の玄関口であり、これまでも、バリアフリー化など駅利用者の利便性向

上のために、県を初めとする行政とJR九州とが連携して取り組んでいるところであります。

さらに今月からは、全国で相互に利用できる交通系ICカード「SUGOCA」が宮崎駅を中心とする12の駅に導入され、宮崎駅には県内初となる自動改札機も導入されましたことから、本県を訪れる観光客やビジネス客の利便性が大きく高まり、おもてなしの向上にもつながるものと考えております。今後も、「SUGOCA」の利用エリアの拡大などについて、JR九州に要望を行ってまいりますとともに、県内鉄道網全体の活性化や利便性向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 「SUGOCA」ができたことは、すごいことなんですよ。ですから、これはぜひみんなで盛り上げていかないといけないと思っているんですが、私は、福岡に行くときは必ず「B&Sみやざき」を利用させていただいています。先日は、川原さんにもそこでお会いして、ちょっと何か一言、「宮崎駅をどうかしてください」と言いそうになりながら、「SUGOCA」があるしとか思いながらやめたところでした。少しずつしか変わってはいかないと思うんですが、宮崎駅がみんなが集まれる場所になっていくように、JRを応援、支援するというか、JRとともに何かをしていくとかいうことも、観光としての宮崎県づくりのためにも、少しやっていただけるといいのかなと期待を申し上げているところです。

次に、これから農業問題をずっと取り上げてまいりますが、今回のサミットは本当に素晴らしいものでした。特に若い農業者、そして女性の農業者にも視点を当てた大変素晴らしいものになっておりましたが、女性の視点から見た全国農業担い手サミットの開催成果と今後の取り

組みについて、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 今回の担い手サミットでは、女性農業者が農業経営のパートナーとして、また、農産物の加工や直売等の経済活動の実践者として、大変重要な役割を担っていますことから、夫婦での参加を呼びかけたところでもあります。お話にもありましたように、県内で活躍しております元気な女性農業者に数多く参加していただき、女性農業者の活躍がさまざまな場面で輝きを放った大会であったと考えております。

特にパネルトークでは、女性農業者ならではの経験や知恵をもとに、農業経営や地域の活性化に生かせるさまざまな意見が出され、本県の女性農業者の資質の高さを全国にアピールできたものと考えております。また、女性農業者の意欲向上につながる大変すばらしい機会となったと考えているところでもあります。

本サミットを契機といたしまして、県内各地域で女性農業者による活動の機運がさらに高まっておりますので、若手女性農業者のネットワークを充実するなど、女性がそのしなやかな感性を生かして、生き生きと活躍できる環境づくりを後押ししてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ、若手女性農業者のネットワークを層を厚くしていただいて、いろんな深みのある取り組みをやっていただいて、実は、農業高校とかに講師で行って、受け入れていただいてお話を聞かせるとか、そういうことにも取り組んでいただきたいんですね。具体的に女性が農業の中で何ができるのかということも丁寧提供するためにも、行ってきたり、行き帰りができるような、そういう取り組みを

ぜひお願いしておきたいと思います。

それから、もう一つ、私が次の農業の担い手をつくり上げていくのに大変興味を持っておりますのが――農業の担い手の減少に歯どめがかからないからこれをつくったということよりも、そのことを含めて、農業の担い手を宮崎県がどうつくり上げていくかという力にさせていただきたいのが、「アグリプレナーが拓くみやざき農業新時代創造事業」なんです。つまりアグリプレナーとは、アグリカルチャー（農業）・プラス・アントレプレナー（起業家）の造語ですが、この事業で、新たな農業技術で新規参入や規模拡大、経営多角化に取り組む参入者、企業、農業者を指すと言われています。

これはすごく高い視点があって、宮崎県の農業としては大変おもしろいと思っています。現実動いていまして、県立農業大学校が中心となって、チャレンジファームだとか今いろいろやられているわけですね。これを基軸として、産業のダムを構築するということまで来ているわけですよ。ですから、「アグリプレナーが拓くみやざき農業新時代創造事業」のアグリプレナーの育成の考え方について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 議員御指摘のとおり、アグリプレナーとは、高度な経営管理能力と高い技術力を有し、新しいことに果敢にチャレンジする起業家精神をあわせ持った、本県が目指すべき将来の担い手像でありまして、今後、積極的に育成・強化を図ってまいりたいと考えております。このため本年度から、農業大学校を核に、民間企業とも連携した新たな人材育成プログラムといたしまして、社長学を含めた経営マネジメント研修であります「トップランナー養成塾」や、最先端の技術や経営の研

修が可能な「次世代型農業チャレンジファーム」の開設など、新たな取り組みを開始いたしたところであります。

県といたしましては、今後とも、産学官金の連携を強化しながら、新たな技術の開発・導入や経営改善の指導に積極的に取り組むことによりまして、新しい農業に挑戦し、本県農業を牽引するアグリプレナーの育成に力を注いでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 実は、宮崎日日新聞の草野さんという報道部の記者が書かれた随分前の記事なんですけれども、署名記事で、「若者に夢のある農業を」ということを書かれた記事があって、これを捨てられずに、ずっとずっと持ち歩いているわけですが、この中で、彼はこんなふうに最後に書いているんですね。「実効性を欠けば産地の未来は担保されない」ということを最後に彼は書いています。このことが非常に私は大切なのではないかなと思いますので、実効性を私も求めていきたいと思っています。

今回の全国農業担い手サミットの中で、情報交換会は8つありまして、また、それと別に現地研修会というのが38カ所で行われているんですね。コースが38あったわけですが、これはまたおもしろくて、私たちもまた行ってみる必要があるのではないかと考えています。その中で注目したいのが、「次世代施設園芸導入加速化支援事業」のことなんですけれども、これはぜひ私は成功させていただきたいと思っています。

次世代施設園芸団地に導入した木質ペレット暖房機のことなんですけれども、問題は、重油価格が高いのでということが一つあったわけですが、それが下落しています。今は重油暖房機よりも費用がかかる状況となっているわけですが、

けれども、今後の取り組みについて農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 本県の豊富な森林資源を活用できます木質ペレット暖房機は、化石燃料依存から脱却した環境に優しい、まさに次世代の暖房機であると認識しております。しかしながら、導入価格が高いことや、御指摘がございましたように、昨年秋ごろからペレット価格が上昇し、また重油価格が下落したというようなことから、コスト低減が大きな課題として浮上してきております。

このため県では、地元企業と連携して、低コストで燃焼効率の高い暖房機を開発・導入いたしますとともに、現在、成長の早い柳や竹を原料として、低価格でペレットを安定供給できる新たな仕組みづくりにチャレンジしているところでもあります。今後とも、革新的な技術を取り入れながら、次世代の名にふさわしい新たな施設園芸の展開を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

○井上紀代子議員 実は、環境森林部長にここで質問したかった内容が、材を切り出す道路をもっときちんと確保しなければ、宮崎県の農業を下支えしていくときの、そういう問題点はまだまだあるなということを強く思っています。林活議連の中でまた議論していただくように、私も会長にはお願いしているところですので、その問題についても、環境森林部も強く受けとめていただきたいと思っています。

それでは次に、次世代施設園芸団地の取り組みを今後どのように展開されていくのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 次世代施設園芸団地では、現在の収量の3割増を目指しまして、キュウリ25トン、ピーマン15トンを一つの

目標にして、生育に最も適した環境制御技術の確立を、関係機関や団体、地元企業等と一体となって進めているところであります。現在、この取り組みを県内に広く周知させるために、実際に栽培を行いながら技術を習得する長期研修であるとか、県内生産者の視察受け入れなどに積極的に取り組んでいるところであります。先日開催されました全国農業担い手サミットにおきましても、多くの方々に高い関心を持って見学いただいたところであります。

県といたしましては、環境測定装置とか炭酸ガス発生装置等の導入による複合環境制御システムの普及であるとか、他品目への適用拡大を図りますとともに、国庫事業等を活用して新たな施設整備を進めることで、次世代施設園芸の取り組みを県内各地に波及させていきたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、健康に着目した食の取り組みについてお伺いしたいと思います。宮崎市に百姓隊という農業法人があります。百姓隊は、地どれ野菜とか宮崎伝統野菜、農産加工品などを生産しておりまして、県内約20店舗の農産物直売所や大手スーパー等の地産地消コーナーで販売に取り組まれています。

先般伺ったときには、全国各地への伝統的なカブとか大根の発送準備をされておまして、市販の大根とは全く異なる特徴的な香りと彩り豊かな葉やカブが食欲を直接刺激するというんですか、とても貴重な経験をさせていただきました。代表の谷口さんの説明では、伝統野菜は、収量や規格等では現在の品種にはかなわないけれども、しっかりした土づくりや栽培管理、そして特徴を生かした調理を行うことで、現在の経済品種と比較して高い栄養機能を持っていると言われておりました。

T P Pの大筋合意により、多くの農業者の生産意欲が低下する中で、食の健康に着目した百姓隊の取り組みは、伝統野菜というストーリー性と相まって、本県野菜の新しい顧客を開拓する取り組みだと思うのです。そこで、農政水産部長に、伝統野菜に対するこれまでの取り組みと今後の展開方向についてお尋ねいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 本県の伝統野菜につきましては、例えば、宮崎市の佐土原ナスであるとか黒皮カボチャ、西米良村の糸巻き大根、それから、お話にありました椎葉村の平家カブなど、県内にもさまざまな品目がございます。それぞれの地域で長年受け継がれてきた貴重な地域資源であると認識しております。この伝統野菜につきましては、これまで、菓草・地域作物センターにおいて、県内各地からその収集を行うとともに、品種・系統の選抜や栽培技術の確立等の試験研究に取り組んできたところであります。県といたしましては、本県の伝統野菜ならではの特徴や価値をしっかりと消費者に伝える活動を通じまして、伝統野菜を受け継ぐ産地を積極的に支援してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 糸巻き大根とか、かわいいんですよね。ぜひ、みんなに見ていただきたいなと思っています。

伝統野菜は、栽培とか利用方法に癖がありまして、簡単にはなかなか普及できないんでしょうけれども、ちょっと懐かしい言葉ですが、身土不二の観点から地産地消を進めていく上では、大変いい素材だと思うところです。伝統野菜の食材に着目した地産地消の推進について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 伝統野菜については、今、身土不二という言葉をおっしゃい

ましたけれども、古くからその土地でつくられ、地域の食文化と密接な関係がありますことから、ストーリー性があり、また希少価値も高いことから、本県の貴重な財産であると考えております。県といたしましては、これまで、「みやぎきの食と農を考える県民会議」と連携しながら、伝統野菜などの収穫体験や料理教室等を実施してきたところでありますけれども、今後とも、伝統野菜を含めた本県農産物の魅力を県民に広く伝えることで、地産地消の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 伝統野菜の復活を図るには、地域の伝統食として体験できる食育の場や家庭でも楽しめる加工など、それぞれの地域を挙げた新たな取り組みが必要であると考えています。そこで、本県で伝統野菜に着目した6次産業化や、農家民泊などでのサービス提供の現状として今後推進することはできないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 伝統野菜等を活用いたしました6次産業化や農家民泊の推進は、地域の農業振興を図る上でも大変重要な取り組みであると考えております。県ではこれまで、伝統野菜等を用いた6次産業化の取り組みといたしまして、西米良村の「米良糸巻大根加工施設」の整備や、本県在来の麦「ミヤザキハダカ」を用いた麦焼酎の開発などを支援してまいりました。また、地大豆を使った豆腐を初め、郷土料理づくりが体験できる農家民泊を広く利用してもらうために、「みやぎ暮らし体験お試し券」の発行支援などを行っております。

県といたしましては、今後、伝統野菜等の希少性、ストーリー性に着目した加工品などの新たな商品の開発であるとか、民泊体験メニュー

の充実、さらには、認定を目指しております世界農業遺産と連携した取り組みなど、6次産業化や農家民泊の取り組みをさらに強化してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 先日、大阪の方を百姓隊にお連れしたんですが、大変びっくりしておられて、その上に大変喜んでおられました。ただ、価格的な面からいうと、関東のほうのお客様とは違って、関西のほうのお客様は、なかなか手が出しにくいのではないかというお話をいただいたところでした。ただ、それだけではなく、宮崎に来なきゃ食べられないよというのをアピールできたらいいのではないかなと、逆に思っているところです。別に産地を大きくしたり外に出すことだけを目的にはしていないということが大変重要なのではないのかなと実は思っている次第です。

ぜひ、伝統野菜については、西米良なんかは作小屋とかもありますので、そういうところで活用していただいて、食べ物のストーリー性というのも重視して発信していただけるといいのかなと実は思っている次第です。TPP何するものぞという感じで宮崎県農業を進めてまいれたらいいなと思っている次第です。

それでは次に、教育長に何点かお尋ね申し上げます。

本当に知事の2月の所信表明は、私は大変好感を持って聞かせていただきましたが、そのときの「人財づくり」の中に、「地域を支える人財」を育成するというのをしっかりと書いておられるんですね。「地域を支える人財」というのは大変重要なことで、いかに東京に行こうと、どこに行こうと、また地域に帰ってきてくれるような人財を私どもは育てていかなければいけないと思うんですね。そのことも含めて、

そうは言いつつも、学力向上というのは大変重要な課題の一つでありますので、本県の小・中・高校における学力向上の取り組みについて、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 地域を支えていく人財という観点での御質問ですが、そのためには、子供たち一人一人に基礎的な学力を確実に身につけさせることこそが大切であり、そのような思いで、今、学力向上に取り組んでいるところであります。例えば、都農町、三股町、門川町の3地域を「基礎学力定着指導実践推進地域」に指定し、地域が一体となった学力向上を進めております。具体的には、地域の小・中・高等学校が、お互いに違う校種の授業を参観し、基礎学力を身につけさせる学習指導の方法について研究を深め、その成果を授業改善に生かしているところであります。

また、多くの高等学校では、基礎学力が不足しがちな生徒に対して、小中学校の学習内容を学び直す取り組みもいたしているところであります。子供たちが目指す方向で自分の進路を踏み出すためには、基礎学力が身につけていることは大切な要素の一つであると考えております。「どの子供にとっても、人生を生きていく上で学力がハンディとならない」ことを目標に、このような取り組みを進めさせていただいているところであります。

○井上紀代子議員 「どの子供にとっても、人生を生きていく上で学力がハンディとならない」ように、私は、この文言を聞きますと、涙が出てとまらないような状況になるわけですが、ぜひ、この取り組みを続けていっていただきたいと思えます。それが隅々まで宮崎県の教育の中に浸透することを願ってやみません。

次に、地域に伝わる伝統芸能なんです、地

域のよさを生かした教育にどう取り組んでいかれるのかをお伺いしたいと思います。実は、11月23日の新嘗祭のときには、私は地元の大塚神社さんの祭事にお伺いしたんですが、その後は、内海にあります野島神社さんに行って、朝の祭事から神楽が舞い終わるまで、私はずっとあそこにおいて、1日を過ごしたわけですけれども、本当に小さな子供から、昨年からは女性も神楽の舞い手になるというような状況でございました。

野島神楽は、いつの間にか、地域の人たちもちろんそうですが、県内外からお見えになるお客様も多く、そして写真愛好家の皆さんの対象にもなっておりました。そこで木花婦人会の皆さんがいろいろな自分たちでつくったものを売ったりとか、ぜんざいを振る舞っていただいたり、おうどんを出していただいたりしたものです。ここに1日おりますと、何ともしれないゆったりした時間と地域のきずなの強さというのを実感することができて——浦島太郎が祭られているはずなんですけれども——もっと何か違う自分になっていくような気分がいたしました。

そのときの神楽の面が明の国から来た面で、これは、普通の神楽の、高千穂神楽なんかとは違う面を使っておられるんですが、それが小中学校のところまでつながり、大学の皆さんにもつながり、学社融合みたいな形で、多くの野島神楽を支える人材になっておりました。教育長に、そのことについてどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思えます。

○教育長（飛田 洋君） 県内各地では、夜神楽のシーズンに入っておりますが、この前、ある新聞記事が私の目に飛び込んできました。そこには子供の思いが書いてあったんですが、そ

の声に心が弾んだところです。「舞い終わった後に、親や地域の人から「前より上手になったね」と言われるのがうれしい。体の限界まで神楽を続けて、自分の次の世代にも神楽や祭りのよさを伝えたい」と、子供の声で書いてありました。この言葉から、地域に伝わる伝統芸能を伝承していくことの喜び、そして、地域への理解と愛情を深め、その地域に生まれたことを誇りに思っている子供の思いが伝わってまいりました。

県内の各小中学校では、地域の方々の協力をいただきながら、総合的な学習の時間などを活用し、地域に伝承されている神楽などの伝統芸能について調べたり、文化財愛護少年団において実際に伝統芸能に取り組んだり、さらには、体育大会等で学んだ伝統芸能を披露したりするなどの取り組みも見られます。

ちょっと前ですが、高千穂のある地区に行きまして、神楽を見せていただきました。神楽そのものにも感動しましたし、振る舞っていただいたお料理にも心弾ませたんですが、「あの子は大学生だ。このために、かなり前から帰って一緒に練習している」「あの小さい子は、転勤していった先生の息子さんだ」と、やっぱりその思いでここに帰ってきて、言うなら血が騒ぐというか、風土というのは、その人の生き方とか思想をつくっていく基盤になると思いますが、そういうものがきちっと受け継がれることに感動いたした次第でありました。

このような地域に根差した学習を通して、子供たちはふるさとへの思いを深め、地域の発展に貢献したいという気概を育てているものと確信いたしております。

○井上紀代子議員 ぜひ、宮崎を愛してやまない子供たちをたくさんつくり上げていきたいと

思っています。

実は、秋田の角館の山車と山車がぶつかるお祭りは、本当にその時期には必ず子供たちが秋田の角館に帰ってくるんですね。そして、先輩の一番長老の方から指示を受けながら、待てと言われれば、山車を動かさずに1時間でも同じ姿勢で座っている。それで、地域の中での先輩を大事する思いとか、そういうことを学んでいく。そして、秋田で生まれたこと、角館で育ったことを大事に思いながら、お祭りを大切にしていってほしいですね。宗教とは別な思いでも、地域の中にあるものを大切にするというのは、大変いいことではないかなと実は思っている次第です。よろしく願いしておきます。

次に、農業高校のことについてちょっとお尋ねしたいんですが、私は、農業高校は大事な学校だと思います。うちの県立農大校がすばらしいように、私どもの農業高校というのは、本当にすばらしいと思います。

実は先日、会派で高鍋農業高校に参りましたら、校長先生から熱く熱く農業高校の現状についてお話をいただきました。やはり農業の担い手、農業高校を出て、県立農大校に行って、JAに入ることだけが目的のようなことではなく、本当に自分が社長になる、農業の中で社長になっていく自分、経営者になっていく自分、起業家になっていく自分をつくり上げていくという選択を一つ一つしていけるといいなと思うんですが、本県の農業高校における取り組みについて、どのように認識されているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長(飛田 洋君) 「「語ろう未来を受け継ごう今を！」 農業の無限の可能性を信じて」、今議会でも何回も話題になっておりますが、農業担い手サミットのテーマでありま

す。実は、これは高千穂高校の農業に関する学科、生産流通科2年生の甲斐君の作品でありまして、私は、このテーマからくるものに、希望というか勇気を感じました。

また、これも何回も話題になっていますが、サミットの中で、都城農業高校畜産科2年の興梠君が意見発表した。この発表を聞いて、他県で全共でライバルにされている方が、「絶対宮崎に次は勝つ。しかし、あの興梠君が優勝すれば私は譲る」と言われたそうです。

それから、10月には北海道で開催されました全日本ホルスタイン共進会で、高鍋農業高校、都城農業高校の乳牛、そして生徒・指導者が県代表として全国の舞台で戦ってくれ、1等4席と1等5席の成績を残してくれました。おとこの宮崎県の畜産共進会では、2類と3類で高校生が首席に輝くなど、かなりの入賞をしてくれました。

本県では、宮崎の農業を誇りに感じる農業高校の職員が、このように志の高い高校生をあすの農業の担い手へと育ててくれておりますが、このことを心強く思っておりますし、このような取り組みを、農政水産部ともしっかりと連携を深めて支えていきたいと強く思っております。

○井上紀代子議員 大変ありがとうございます。本当に力強いお言葉として受けとめさせていただきます。何度も申し上げて恐縮なんですけど、知事の2月の所信表明の中で、「「デュアルシステム」の構築や、「みやざきビジネスアカデミー」の創設による実践的な産業人財の育成など、イノベーション人財の育成に取り組んでいく」ということをはっきりとおっしゃっているわけです。私は、この文言もすごく大事で大好きな言葉なんですけど、地域産業を担う人財育成についてはどのように取り組んでいかれる

のか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 地域産業を担う人財を育成することは極めて重要であると認識しております。実は、全国の高等学校では、普通科系の学科と職業系の学科の定員の比が大体7対3ぐらいであるんですが、宮崎県では、職業学科の割合が非常に高く5対5、そういうふうに職業系高校の学びを大切にいたしているところでもあります。

本県では、職業系の学びが地域産業の発展につながることを生徒が実感できるように、地域の人材の活用や企業等と連携した実践的な取り組みを行っております。例えば、工業高校では、現代の名工を学校に招いて溶接の指導を受け、通常では得ることのできない高いレベルの技術の習得を目指しているところでもあります。

また、家庭科の学科では、みそやしょうゆを製造している地元企業と連携し、宮崎の特色である甘いしょうゆを生かしたお菓子を共同研究するなど、地域産業界などから多大なる御協力をいただきながら、地域産業の発展に貢献したいという高い志を育む取り組みを進めているところでもあります。

○井上紀代子議員 育った人材が、自分が学んだことを具体的に活用できたり、動かすことができたりするような人材が、私は必要だと思っております。それで、リーマンショックのときに、東北から企業が抜けなかったということは大変言われている内容ですが、宮崎県の人材は必ず地域の中で大きな力になる、そういう人材であってほしいと願っています。

最後なんですけど、私は、教育長が統廃合の記者会見しておられる場面とかを見せていただきました。地域の中で学校がなくなるということほど、地域の核が失われていく思いというの

は、どの地域の中でも皆さん強いと思うんですね。学校ってそれだけの力があるわけですよ。ですから、統廃合により学校を新設する際に、新たな学校の役割とか取り組みについて、地域への積極的な発信が必要だと思うんですが、文部科学省の範囲の中から外れるわけにはいきません。でも、どんな学校にしていくんだということは、地域の中でしっかりと発信していただきたいんですが、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 学校の統合は、何より子供にとっていい環境を提供することを中心に考えるべきであると思っております。学校の主体である子供たちが、この統合はよかったとか、新しい学校で学べてうれしいと思えるような学校づくりが大切であり、このことは、小学校の統合、中学校の統合、高校の統合でも、全て共通していると思っております。

いろいろなことを経験してきましたが、南那珂の県立高校の統合を行うときに、当該校の同窓会の役員さん方に説明をさせていただきました。「統合は絶対反対だ。だけど、反対とは言わない。後輩がいい形で学べるなら、反対の言葉は発しない」と言われました。

もう一つ披露しますが、延岡青朋高校という定時制と通信制の高校があります。かつては延岡第二高校と言っておりました。発展させるために通信制を併設するとき、学校の名前を変えたんですが、このときも開校式に私は行きました。開校式の場で、当時の同窓会長さんが、「私は校名が変わるのは嫌だ。つらい。しかし、後輩たちに学びが整備されて、いい学校になっていくことを応援したい。後ろを見てくれ」と言って、体育館の後ろに、大きな横断幕に新しい学校の名前を書いて、同窓生一同とい

う横断幕をそのとき披露していただきました。

子供たちに統合がどのようなメリットがあるのかという説明、あるいは、どのようにしてしっかりといい学校をつくっていきますという説明、そういうことを、地域の人、保護者、同窓会の方々へ丁寧に行うことで、絶ちがたい思いを持っておいでの方がほとんどだと思いますが、しかし、新しい学校に大きな協力をいただけると思っております。

○井上紀代子議員 私は、最初に知事に、宮崎県の中で、みんなにとっても、何かそういう意味では厳し過ぎる空気もあるかもしれませんが、予算について、使うべきところにはしっかり予算を使う、そして、そのことについて県民に我慢していただくことがあるときには、そのこともしっかりとと言えるようなリーダーとして、宮崎県の中をリードしていただきたいということを申し上げました。そのことは大変重要なことで、皆さんと一緒に、この地域が、宮崎が自立した宮崎になるためには、しっかりとしたリーダーとして、そのことが言える、ある意味では、我慢してくださいということも言えるようなリーダーであっていただきたいと思えます。そこにしっかりついていける地域力というのは私どもが作り上げていかなければいけないのではないかと考えている次第です。

本日もたくさん傍聴に来ていただきましたことに感謝を申し上げ、私自身も精いっぱい頑張ることを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○中野廣明副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

平成27年11月30日(月)

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時50分散会